

笠置町・和束町・南山城村

**障がい者基本計画**  
**第6期障がい福祉計画**  
**第2期障がい児福祉計画**

令和3（2021）年3月

笠置町・和束町・南山城村



# 目次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の背景と趣旨 .....	3
2 計画の位置づけ .....	4
3 計画の期間 .....	5
4 計画の対象 .....	6
<b>第2章 障がい者の状況</b> .....	<b>7</b>
1 各種データからみる現状 .....	9
2 アンケート調査結果からみる課題 .....	19
3 第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の検証 .....	28
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>39</b>
1 基本理念 .....	41
2 基本目標 .....	42
3 施策の体系 .....	43
<b>第4章 施策の展開</b> .....	<b>45</b>
1 啓発・広報・交流 .....	47
2 保健・医療 .....	50
3 教育・育成 .....	52
4 雇用・就業 .....	54
5 生活環境 .....	57
6 生活支援・相談支援 .....	60
<b>第5期 第6期障がい児福祉計画・第2期障がい児福祉計画</b> .....	<b>63</b>
1 令和5（2023）年度の目標（成果目標） .....	65
2 サービスの見込み（活動指標）と確保方策 .....	71
<b>第6章 計画の推進</b> .....	<b>93</b>
1 計画の推進体制 .....	95
2 計画の評価・検証に向けて .....	95



# 第1章 計画の策定にあたって

---



# 1 計画策定の背景と趣旨

## (1) 計画策定の背景

すべての人が自分らしく、住み慣れた地域で、安心して暮らせる「地域共生社会」の実現はみんなの願いです。

国の障害者施策は、平成 25 (2013) 年 4 月に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (障害者総合支援法)」において、制度の谷間のない支援提供や法に基づく支援が、地域社会における共生や社会的障壁の除去に資することを目的とする基本理念を掲げる等、大きな転換期を迎えました。

平成 30 (2018) 年 4 月より施行された「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」では、障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、生活と就労に対する支援の一層の充実や、高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し、障がい児支援の拡充、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うこと等が規定されました。

なお、令和 2 (2020) 年の「新型コロナウイルス感染症拡大」の影響により、感染症蔓延期における障害福祉サービスの提供の継続といった新たな課題についても浮き彫りになりました。そのため、障がいのある人が安定した生活基盤を確保するための検討も求められます。

## (2) 計画策定の趣旨

国の施策や社会の状況を踏まえ、笠置町・和東町・南山城村 (以下、「相楽東部 3 町村」という) では、平成 30 (2018) 年 3 月に「笠置町・和東町・南山城村 障がい者基本計画 第 5 期障がい福祉計画」を策定し、「地域全体で支えあい 共に豊かに 安心して過ごせるまち」を基本理念として、障がい者を支える施策・事業を総合的に推進してきました。

相楽東部 3 町村のこれまでの障がい者施策を受け継ぎつつ、ニーズの多様化や法制度改正の動向などに迅速・的確に対応しながら、だれもが住み慣れた地域で、安心して暮らせるまちを実現するために、基本的方向を明らかにします。

そのため、今後も障がい者が可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けられるような取組を行うとともに、障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業等の提供体制をより一層充実させるため、「第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画」を策定します。

## 2 計画の位置づけ

### (1) 計画の制度的位置づけ

本計画は、相楽東部3町村の障がい者施策を総合的かつ効果的に推進するために、障害者基本法に基づく障害者基本計画、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画及び児童福祉法に基づく障害児福祉計画を一体として策定するものです。(※障がい者基本計画は計画期間中のため、今回は見直しを行っていない)

	障害者基本計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
規定	第11条第3項	第88条	第33条の20
計画期間	中長期	3年間	3年間
計画内容	障害者のための施策に関する基本的事項を定める	障害福祉サービス等の必要量や確保に関して定める	障害児通所支援・相談支援の提供体制の確保等について定める

#### [参考：近年の障がい者を取り巻く制度等の変化]

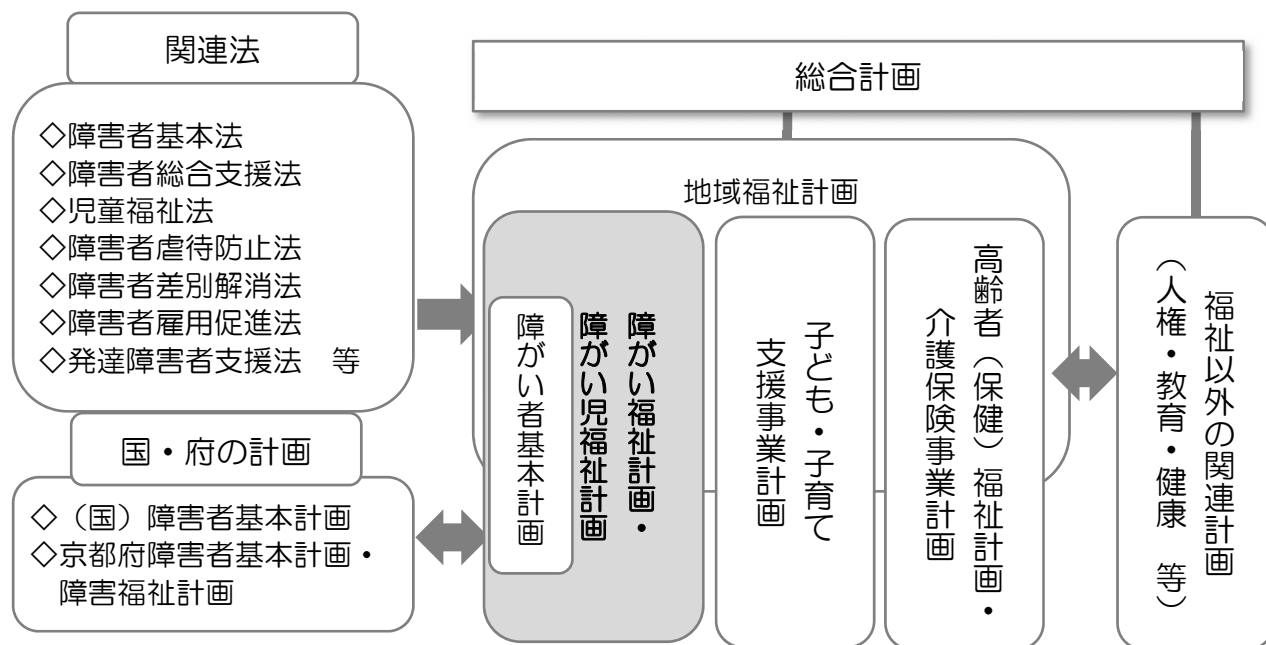
- 障害者差別解消法（平成28（2016）年4月1日施行）
  - ・障害を理由とする差別的取扱いの禁止
  - ・合理的配慮の提供
- 改正障害者雇用促進法（平成28（2016）年4月1日施行）
  - ・対象拡大（精神障害者）⇒法定雇用率も引き上げへ
- 成年後見制度利用促進法（平成28（2016）年5月13日施行）
  - ・成年後見制度利用促進委員会の設置
- ニッポン一億総活躍プラン（平成28（2016）年6月2日閣議決定）
  - ・障害者、難病患者等の活躍支援
  - ・地域共生社会の実現
- 発達障害者支援法の一部を改正する法律（平成28（2016）年8月1日施行）
  - ・発達障害者支援地域協議会の設置
  - ・発達障害者支援センター等による支援に関する配慮
- 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正（平成30（2018）年4月1日施行）
  - ・自立生活援助の創設
  - ・就労定着支援の創設
  - ・重度訪問介護の訪問先の拡大（医療機関に入院した、最重度の障害者）
  - ・高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用
  - ・居宅訪問型児童発達支援の創設
  - ・保育所等訪問支援の支援対象の拡大（乳児院、児童養護施設に入所している障害児）
  - ・医療的ケアを要する障害児に対する支援
  - ・障害児のサービス提供体制の計画的な構築（障害児福祉計画の策定）
- 障害者雇用促進法の改正（令和3（2021）年3月1日施行）
  - ・障害者の法定雇用率引き上げ（民間事業主2.3%、国・地方公共団体2.6%）
  - ・法定雇用率の対象となる従業員規模の拡大（43.5人以上の事業主）



## (2) 他の計画等との関係

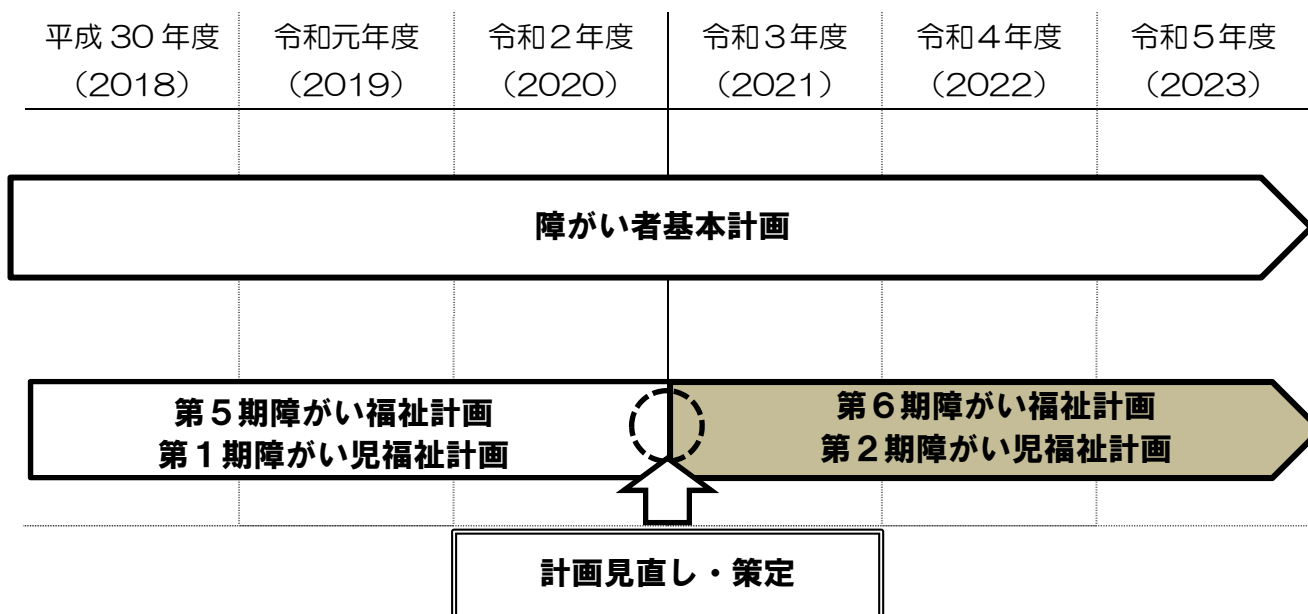
本計画は、だれもが共に生きる地域づくりを進めるため、障がい者への支援の方向性と目標、具体的な施策の進め方を明らかにするものです。

また、「障害者基本法」「障害者総合支援法」等の関連法、国や府の計画を踏まえるとともに、相楽東部3町村の関連計画との整合性を図ります。



## 3 計画の期間

「障がい者基本計画」は、平成30（2018）年度から令和5（2023）年度までの6年間を計画期間としています。「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間の計画として策定します。



## 4 計画の対象

障害者基本法第2条においては、障害者を次のように定義しています。

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁\*により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

※社会的障壁：障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

本計画は、法の趣旨に沿って計画の対象者を障害者手帳所持者だけに限らず、相楽東部3町村で暮らすすべての障がい者とします。

【対象となる人の例】	【関連法】	【内容】
身体障害者	身体障害者福祉法	この法律において、「身体障害者」とは、身体上の障害がある18歳以上の者であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。
知的障害者	知的障害者福祉法	知的障害者の定義は明確に条文化はされていません。ただし、厚生労働省は「知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの」と定義している。
精神障害者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	この法律で「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。
障害児	児童福祉法	この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童、又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。
発達障害者	発達障害者支援法	この法律において「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち18歳未満のものをいう。
難病患者	障害者総合支援法	この法律における難病等の範囲は、「難病患者等居宅生活支援事業」の対象疾病と同じ範囲の対象疾患※として平成25年4月から制度を施行した上で、新たな難病対策における医療費助成の対象疾患の範囲等に係る検討を踏まえ、見直しを行うこととしている。 ※対象疾患は令和元（2019）年7月1日より361疾病

## 第2章 障がい者の状況

---

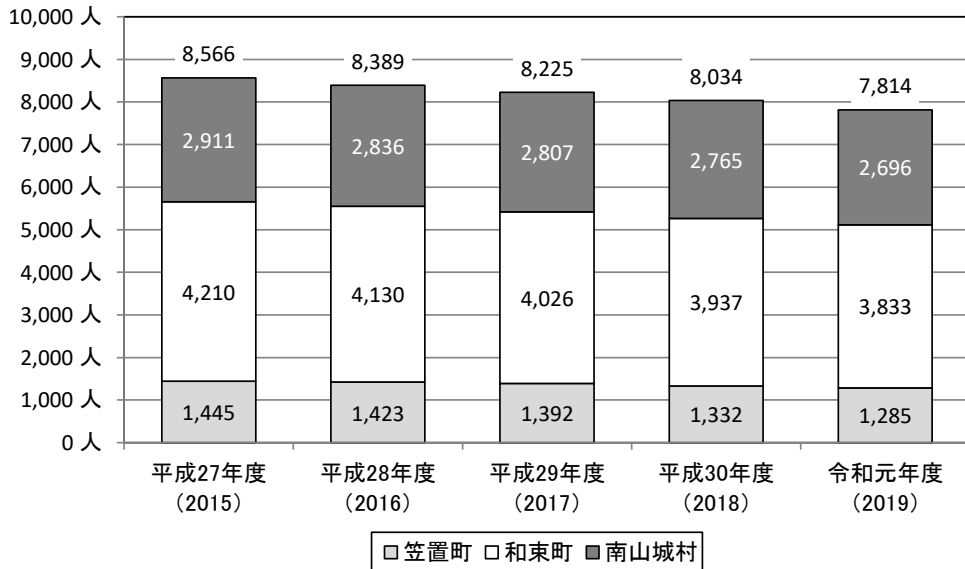


# 1 各種データからみる現状

## (1) 人口の状況

相楽東部3町村の総人口は、平成27(2015)年度以降減少している中で、高齢者人口は平成30(2018)年度まで増加傾向で推移していましたが、令和元(2019)年度に減少に転じて3,663人となっており、高齢者人口は総人口の46.9%を占めています。

■ 人口の推移



		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)
総計	合計	8,566	8,389	8,225	8,034	7,814
	0~14歳	596	561	542	517	501
	15~64歳	4,415	4,223	4,021	3,830	3,650
	65歳以上	3,555	3,605	3,662	3,687	3,663
笠置町	合計	1,445	1,423	1,392	1,332	1,285
	0~14歳	64	57	54	52	47
	15~64歳	723	696	671	620	580
	65歳以上	658	670	667	660	658
和束町	合計	4,210	4,130	4,026	3,937	3,833
	0~14歳	338	327	304	287	274
	15~64歳	2,176	2,091	1,985	1,883	1,798
	65歳以上	1,696	1,712	1,737	1,767	1,761
南山城村	合計	2,911	2,836	2,807	2,765	2,696
	0~14歳	194	177	184	178	180
	15~64歳	1,516	1,436	1,365	1,327	1,272
	65歳以上	1,201	1,223	1,258	1,260	1,244
総計	合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	0~14歳	7.0%	6.7%	6.6%	6.4%	6.4%
	15~64歳	51.5%	50.3%	48.9%	47.7%	46.7%
	65歳以上	41.5%	43.0%	44.5%	45.9%	46.9%
笠置町	合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	0~14歳	4.4%	4.0%	3.9%	3.9%	3.7%
	15~64歳	50.0%	48.9%	48.2%	46.5%	45.1%
	65歳以上	45.5%	47.1%	47.9%	49.5%	51.2%
和束町	合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	0~14歳	8.0%	7.9%	7.6%	7.3%	7.1%
	15~64歳	51.7%	50.6%	49.3%	47.8%	46.9%
	65歳以上	40.3%	41.5%	43.1%	44.9%	45.9%
南山城村	合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	0~14歳	6.7%	6.2%	6.6%	6.4%	6.7%
	15~64歳	52.1%	50.6%	48.6%	48.0%	47.2%
	65歳以上	41.3%	43.1%	44.8%	45.6%	46.1%

※資料:住民基本台帳 (各年度末時点)

## (2) 世帯の状況

相楽東部3町村の世帯構成について、平成27(2015)年の国勢調査で見ると、親族世帯、とりわけ核家族世帯が多く、一般世帯の56.1%を占めています。

なお、総計では3世代を含むその他親族との同居世帯は19.9%、単独世帯が23.3%と単独世帯が上回っていますが、和東町についてはその他親族との同居世帯が22.9%と、単独世帯の21.1%を上回っています。

### ■ 世帯構成

	単 位	一般世帯				
		親族世帯		非親族世帯	単独世帯	
		核家族世帯	その他親族との同居世帯			
総 計	世 帯	3,085	1,732	615	19	719
	%	100.0%	56.1%	19.9%	0.6%	23.3%
笠置町	世 帯	573	327	84	4	158
	%	100.0%	57.1%	14.7%	0.7%	27.6%
和東町	世 帯	1,444	802	331	7	304
	%	100.0%	55.5%	22.9%	0.5%	21.1%
南山城村	世 帯	1,068	603	200	8	257
	%	100.0%	56.5%	18.7%	0.7%	24.1%

※資料:国勢調査(平成27(2015)年)

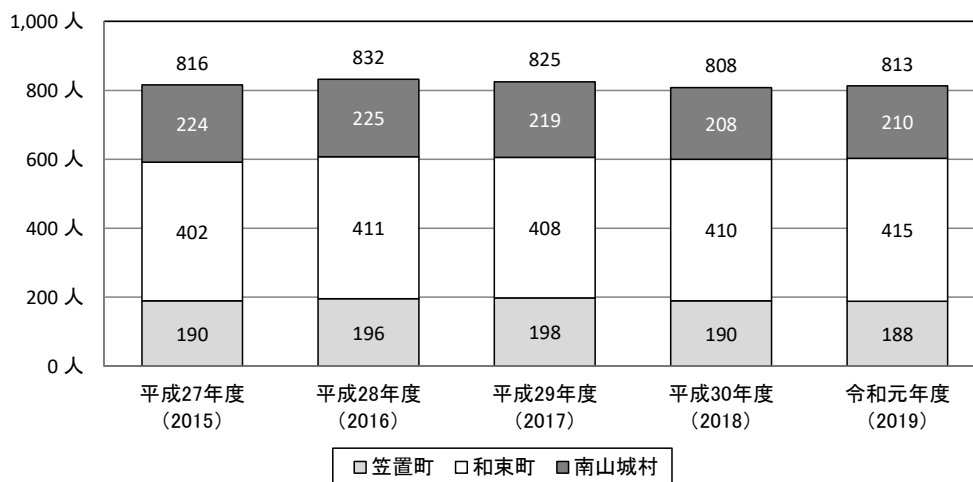
(「非親族世帯」については世帯の家族類型「不詳」を含む)

### (3) 障害者手帳所持者の状況

#### ① 身体障害者手帳所持者の状況

相楽東部3町村の身体障害者手帳所持者数の過去5年間の推移をみると、笠置町及び和束町についてはほぼ横ばいで推移しており、令和元(2019)年度にそれぞれ188人及び415人となっています。南山城村については減少傾向で推移し、令和元(2019)年度に210人となっています。

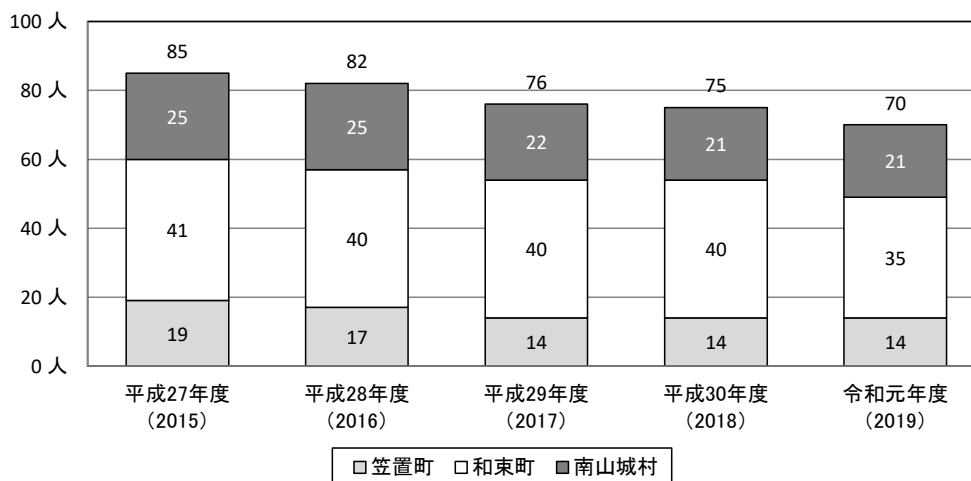
■ 身体障害者手帳所持者数の推移



#### ② 療育手帳所持者の状況

相楽東部3町村の療育手帳所持者数の過去5年間の推移をみると、相楽東部3町村すべて減少傾向で、令和元(2019)年度にそれぞれ14人、35人及び21人となっています。

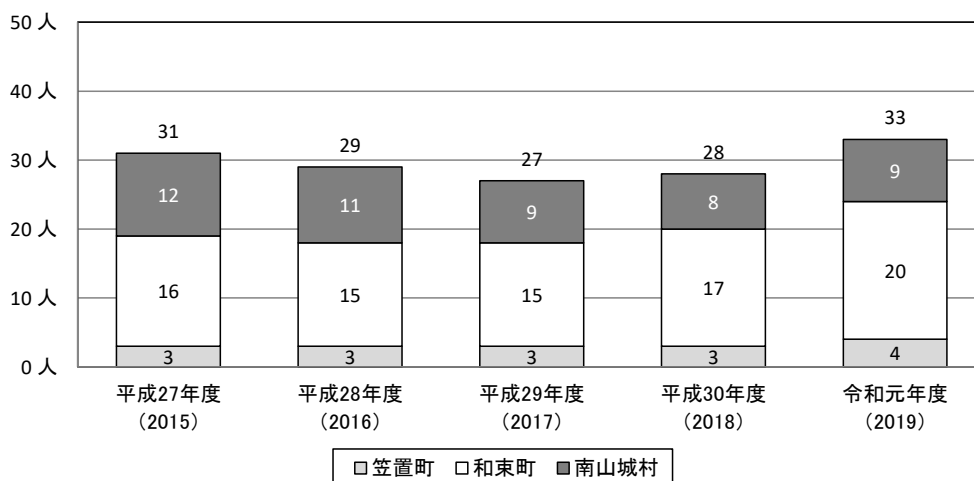
■ 療育手帳所持者数の推移



### ③精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

相楽東部3町村の精神障害者保健福祉手帳所持者数の過去5年間の推移をみると、笠置町については、ほぼ横ばいで推移し、令和元（2019）年度に4人となっています。和束町については増加傾向で、令和元（2019）年度に20人となっています。南山城村についてはわずかに減少傾向で令和元（2019）年度に9人となっています。

■ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



(単位:人)

手帳の種類		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)
総計	身体障害者手帳	816	832	825	808	813
	療育手帳	85	82	76	75	70
	精神障害者保健福祉手帳	31	29	27	28	33
笠置町	身体障害者手帳	190	196	198	190	188
	療育手帳	19	17	14	14	14
	精神障害者保健福祉手帳	3	3	3	3	4
和束町	身体障害者手帳	402	411	408	410	415
	療育手帳	41	40	40	40	35
	精神障害者保健福祉手帳	16	15	15	17	20
南山城村	身体障害者手帳	224	225	219	208	210
	療育手帳	25	25	22	21	21
	精神障害者保健福祉手帳	12	11	9	8	9

※重複して手帳を所持している方の数も含む

※資料:笠置町保健福祉課 和束町福祉課 南山城村保健福祉課(各年度末時点)



#### ④身体障害者手帳所持者の詳細状況

相楽東部3町村の身体障害者手帳所持者数の過去5年間の推移を等級別にみると、2級・6級については平成27(2015)年度と比較して令和元(2019)年度に人数が増加しています。

また、最重度の1級については、総計ではほぼ横ばいで推移していますが、和東町では増加傾向で推移しています。

#### ■ 等級別身体障害者手帳所持者数の推移

(単位:人)

	等級	平成27年度 (2015)		平成28年度 (2016)		平成29年度 (2017)		平成30年度 (2018)		令和元年度 (2019)	
		人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
総計	1級	153	18.8%	157	18.9%	158	19.2%	156	19.3%	154	18.9%
	2級	91	11.2%	93	11.2%	96	11.6%	96	11.9%	98	12.1%
	3級	185	22.7%	183	22.0%	176	21.3%	165	20.4%	171	21.0%
	4級	254	31.1%	258	31.0%	250	30.3%	249	30.8%	247	30.4%
	5級	67	8.2%	69	8.3%	68	8.2%	62	7.7%	60	7.4%
	6級	66	8.1%	72	8.7%	77	9.3%	80	9.9%	83	10.2%
	合計	816	100.0%	832	100.0%	825	100.0%	808	100.0%	813	100.0%
笠置町	1級	37	19.5%	39	19.9%	40	20.2%	37	19.5%	33	17.6%
	2級	22	11.6%	22	11.2%	22	11.1%	22	11.6%	22	11.7%
	3級	47	24.7%	48	24.5%	45	22.7%	42	22.1%	43	22.9%
	4級	62	32.6%	64	32.7%	65	32.8%	64	33.7%	65	34.6%
	5級	17	8.9%	17	8.7%	17	8.6%	15	7.9%	14	7.4%
	6級	5	2.6%	6	3.1%	9	4.5%	10	5.3%	11	5.9%
	合計	190	100.0%	196	100.0%	198	100.0%	190	100.0%	188	100.0%
和東町	1級	70	17.4%	72	17.5%	72	17.6%	74	18.0%	76	18.3%
	2級	47	11.7%	50	12.2%	51	12.5%	52	12.7%	53	12.8%
	3級	87	21.6%	85	20.7%	83	20.3%	80	19.5%	86	20.7%
	4級	120	29.9%	122	29.7%	118	28.9%	119	29.0%	116	28.0%
	5級	32	8.0%	31	7.5%	30	7.4%	30	7.3%	29	7.0%
	6級	46	11.4%	51	12.4%	54	13.2%	55	13.4%	55	13.3%
	合計	402	100.0%	411	100.0%	408	100.0%	410	100.0%	415	100.0%
南山城村	1級	46	20.5%	46	20.4%	46	21.0%	45	21.6%	45	21.4%
	2級	22	9.8%	21	9.3%	23	10.5%	22	10.6%	23	11.0%
	3級	51	22.8%	50	22.2%	48	21.9%	43	20.7%	42	20.0%
	4級	72	32.1%	72	32.0%	67	30.6%	66	31.7%	66	31.4%
	5級	18	8.0%	21	9.3%	21	9.6%	17	8.2%	17	8.1%
	6級	15	6.7%	15	6.7%	14	6.4%	15	7.2%	17	8.1%
	合計	224	100.0%	225	100.0%	219	100.0%	208	100.0%	210	100.0%

※資料:笠置町保健福祉課 和東町福祉課 南山城村保健福祉課(各年度末時点)

相楽東部3町村の身体障害者手帳所持者数の過去5年間の推移を種類別にみると、すべての種類ではほぼ横ばいで推移しています。

また、総計では令和元（2019）年度に肢体不自由が占める割合が57.8%となっているのに対し、和東町では61.2%となっています。

内部障がい占める割合については、令和元（2019）年度に総計では27.3%となっているのに対し、笠置町では34.0%、南山城村では31.0%となっています。

### ■ 種類別身体障害者手帳所持者数の推移

（単位：人）

	種 類	平成27年度 (2015)		平成28年度 (2016)		平成29年度 (2017)		平成30年度 (2018)		令和元年度 (2019)	
		人 数	%	人 数	%	人 数	%	人 数	%	人 数	%
総 計	視覚障がい	37	4.5%	36	4.3%	34	4.1%	33	4.1%	34	4.2%
	聴覚・平衡機能障がい	79	9.7%	84	10.1%	79	9.6%	77	9.5%	79	9.7%
	音声・言語・咀嚼機能障がい	11	1.3%	10	1.2%	8	1.0%	8	1.0%	8	1.0%
	肢体不自由	475	58.2%	475	57.1%	486	58.9%	474	58.7%	470	57.8%
	内部障がい	214	26.2%	227	27.3%	218	26.4%	216	26.7%	222	27.3%
	合 計	816	100.0%	832	100.0%	825	100.0%	808	100.0%	813	100.0%
笠置町	視覚障がい	4	2.1%	5	2.6%	6	3.0%	6	3.2%	6	3.2%
	聴覚・平衡機能障がい	11	5.8%	12	6.1%	15	7.6%	14	7.4%	15	8.0%
	音声・言語・咀嚼機能障がい	5	2.6%	4	2.0%	4	2.0%	4	2.1%	4	2.1%
	肢体不自由	111	58.4%	110	56.1%	108	54.5%	101	53.2%	99	52.7%
	内部障がい	59	31.1%	65	33.2%	65	32.8%	65	34.2%	64	34.0%
	合 計	190	100.0%	196	100.0%	198	100.0%	190	100.0%	188	100.0%
和東町	視覚障がい	14	3.5%	15	3.6%	15	3.7%	14	3.4%	15	3.6%
	聴覚・平衡機能障がい	50	12.4%	53	12.9%	52	12.7%	51	12.4%	50	12.0%
	音声・言語・咀嚼機能障がい	3	0.7%	3	0.7%	3	0.7%	3	0.7%	3	0.7%
	肢体不自由	254	63.2%	255	62.0%	253	62.0%	254	62.0%	254	61.2%
	内部障がい	81	20.1%	85	20.7%	85	20.8%	88	21.5%	93	22.4%
	合 計	402	100.0%	411	100.0%	408	100.0%	410	100.0%	415	100.0%
南山城村	視覚障がい	19	8.5%	16	7.1%	13	5.9%	13	6.3%	13	6.2%
	聴覚・平衡機能障がい	18	8.0%	19	8.4%	12	5.5%	12	5.8%	14	6.7%
	音声・言語・咀嚼機能障がい	3	1.3%	3	1.3%	1	0.5%	1	0.5%	1	0.5%
	肢体不自由	110	49.1%	110	48.9%	125	57.1%	119	57.2%	117	55.7%
	内部障がい	74	33.0%	77	34.2%	68	31.1%	63	30.3%	65	31.0%
	合 計	224	100.0%	225	100.0%	219	100.0%	208	100.0%	210	100.0%

※資料：笠置町保健福祉課 和東町福祉課 南山城村保健福祉課（各年度末時点）

## ⑤療育手帳所持者の詳細状況

相楽東部3町村の療育手帳所持者数の過去5年間の推移を種類別にみると、療育手帳A（重度）、療育手帳B（中軽度）共に、平成27（2015）年度と比較して令和元（2019）年度に人数が減少しています。

また、令和元（2019）年度の種類の割合をみると、総計では療育手帳A（重度）と比較して療育手帳B（中軽度）の割合が高くなっていますが、南山城村では療育手帳A（重度）の割合が高くなっています。

### ■ 種類別療育手帳所持者数の推移

（単位：人）

	種 類	平成27年度 (2015)		平成28年度 (2016)		平成29年度 (2017)		平成30年度 (2018)		令和元年度 (2019)	
		人 数	%	人 数	%	人 数	%	人 数	%	人 数	%
総 計	A(重度)	40	47.1%	38	46.3%	36	47.4%	33	44.0%	31	44.3%
	B(中軽度)	45	52.9%	44	53.7%	40	52.6%	42	56.0%	39	55.7%
	合 計	85	100.0%	82	100.0%	76	100.0%	75	100.0%	70	100.0%
笠置町	A(重度)	10	52.6%	8	47.1%	6	42.9%	6	42.9%	6	42.9%
	B(中軽度)	9	47.4%	9	52.9%	8	57.1%	8	57.1%	8	57.1%
	合 計	19	100.0%	17	100.0%	14	100.0%	14	100.0%	14	100.0%
和東町	A(重度)	15	36.6%	15	37.5%	16	40.0%	15	37.5%	13	37.1%
	B(中軽度)	26	63.4%	25	62.5%	24	60.0%	25	62.5%	22	62.9%
	合 計	41	100.0%	40	100.0%	40	100.0%	40	100.0%	35	100.0%
南山城村	A(重度)	15	60.0%	15	60.0%	14	63.6%	12	57.1%	12	57.1%
	B(中軽度)	10	40.0%	10	40.0%	8	36.4%	9	42.9%	9	42.9%
	合 計	25	100.0%	25	100.0%	22	100.0%	21	100.0%	21	100.0%

※資料：笠置町保健福祉課 和東町福祉課 南山城村保健福祉課（各年度末時点）

## ⑥精神障害者保健福祉手帳所持者の詳細状況

相楽東部3町村の精神障害者保健福祉手帳所持者数の過去5年間の推移を等級別にみると、すべての等級でほぼ横ばいで推移しています。

また、令和元(2019)年度の等級別の割合をみると、総計では2級が48.5%となっていますが、南山城村では55.6%、和束町では55.0%と総計より高くなっています。

なお、笠置町については、1級・2級ともに0人となっています。

### ■ 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(単位:人)

	等級	平成27年度 (2015)		平成28年度 (2016)		平成29年度 (2017)		平成30年度 (2018)		令和元年度 (2019)	
		人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
総計	1級	3	9.7%	3	10.3%	2	7.4%	2	7.1%	3	9.1%
	2級	17	54.8%	14	48.3%	14	51.9%	12	42.9%	16	48.5%
	3級	11	35.5%	12	41.4%	11	40.7%	14	50.0%	14	42.4%
	合計	31	100.0%	29	100.0%	27	100.0%	28	100.0%	33	100.0%
笠置町	1級	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	2級	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	3級	3	100.0%	3	100.0%	3	100.0%	3	100.0%	4	100.0%
	合計	3	100.0%	3	100.0%	3	100.0%	3	100.0%	4	100.0%
和束町	1級	1	6.3%	1	6.7%	1	6.7%	1	5.9%	1	5.0%
	2級	11	68.8%	9	60.0%	8	53.3%	8	47.1%	11	55.0%
	3級	4	25.0%	5	33.3%	6	40.0%	8	47.1%	8	40.0%
	合計	16	100.0%	15	100.0%	15	100.0%	17	100.0%	20	100.0%
南山城村	1級	2	16.7%	2	18.2%	1	11.1%	1	12.5%	2	22.2%
	2級	6	50.0%	5	45.5%	6	66.7%	4	50.0%	5	55.6%
	3級	4	33.3%	4	36.4%	2	22.2%	3	37.5%	2	22.2%
	合計	12	100.0%	11	100.0%	9	100.0%	8	100.0%	9	100.0%

※資料:笠置町保健福祉課 和束町福祉課 南山城村保健福祉課(各年度末時点)

## (4) 医療費の助成等

### ① 特定疾患医療費受給者の状況（指定難病の患者数）

相楽東部3町村の特定疾患医療費受給者証の受給者数の過去5年間の推移をみると、特定疾患医療費受給者証の受給者数、小児慢性特定疾患医療費受給者証の受給者数共に減少傾向となっています。

#### ■ 特定疾患医療費受給者証の受給者数の推移

(単位:人)

	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)
総計	97	107	88	80	78
笠置町	24	26	22	22	19
和束町	35	40	31	28	28
南山城村	38	41	35	30	31

※資料:京都府山城南保健所保健課(各年度末時点)

#### ■ 小児慢性特定疾患医療費受給者証の受給者数の推移

(単位:人)

	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)
総計	7	8	6	6	6
笠置町	1	1	1	1	1
和束町	2	4	2	2	2
南山城村	4	3	3	3	3

※資料:京都府山城南保健所保健課(各年度末時点)

### ② 福祉医療（医療費のうち、自己負担分を町村が負担する制度）受給者の状況

相楽東部3町村の福祉医療の受給者数の過去5年間の推移をみると、笠置町で増加傾向となっています。

#### ■ 福祉医療の受給者数の推移

(単位:人)

	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)
総計	297	284	294	278	270
笠置町	37	35	48	46	47
和束町	149	143	134	125	115
南山城村	111	106	112	107	108

※資料:笠置町保健福祉課 和束町福祉課 南山城村保健福祉課(各年度末時点)

◇福祉医療の対象は身体障害者手帳1～2級所持者、65歳未満の3～4級、身体障害者手帳4～6級所持者、療育手帳A所持者等

### ③ 自立支援医療の受給状況

相楽東部3町村の自立支援医療（精神通院医療）の受給件数は、令和元（2019）年度末時点で92件となっています。

また、自立支援医療（育成医療）は0件、自立支援医療（更生医療）は31件となっています。

#### ■ 自立支援医療の受給状況

（単位：件）

種 類	概要等	総 計	笠置町	和東町	南山城村
自立支援医療 （精神通院医療）	精神疾患の治療のため通院による精神医療を継続的に要する病状にある人に対し、医療の給付を行う	92	13	54	25
自立支援医療 （育成医療）	18歳未満で身体に障がいのある児童に対し、生活能力を得るために必要な医療の給付を行う	0	0	0	0
自立支援医療 （更生医療）	18歳以上の身体障害者手帳所持者に対し、社会更生を図るために必要な医療の給付を行う	31	7	16	8

※資料：笠置町保健福祉課 和東町福祉課 南山城村保健福祉課（令和元（2019）年度末時点）

### ④ 各種手当の受給状況

相楽東部3町村の特別障害者手当の受給件数は、令和元（2019）年度末時点で15件となっています。

また、障害児福祉手当は3件、特別児童扶養手当は8件、心身障害者扶養共済制度は5件となっています。

#### ■ 各種手当の受給状況

（単位：件）

種 類	概要等	総 計	笠置町	和東町	南山城村
特別障害者手当	在宅で暮らす常時介護が必要な20歳以上の重度障がい者を対象	15	0	6	9
障害児福祉手当	在宅で暮らす常時介護が必要な20歳未満の者を対象	3	0	2	1
特別児童扶養手当	精神または身体に障がいを有する20歳未満の障がい児を対象	8	0	5	3
心身障害者 扶養共済制度	将来的に経済的自立が困難と認められた心身障がい者の保護者が掛金を納め、保護者が死亡または障がい者になった時に心身障がい者に終身年金が支給される制度	5	0	2	3

※資料：笠置町保健福祉課 和東町福祉課 南山城村保健福祉課（令和元（2019）年度末時点）

## 2 アンケート調査結果からみる課題

### (1) 実施概要

本計画策定の基礎資料とし、障がい者福祉施策を進める際の参考とするために、相楽東部3町村在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者等を対象に、令和2（2020）年12月にアンケート調査を実施しました。

#### 【回収状況】

	配布数	総回収数	総回収率
全体	722票	354票	49.0%
笠置町	127票	68票	53.5%
和束町	351票	146票	41.6%
南山城村	244票	136票	55.7%

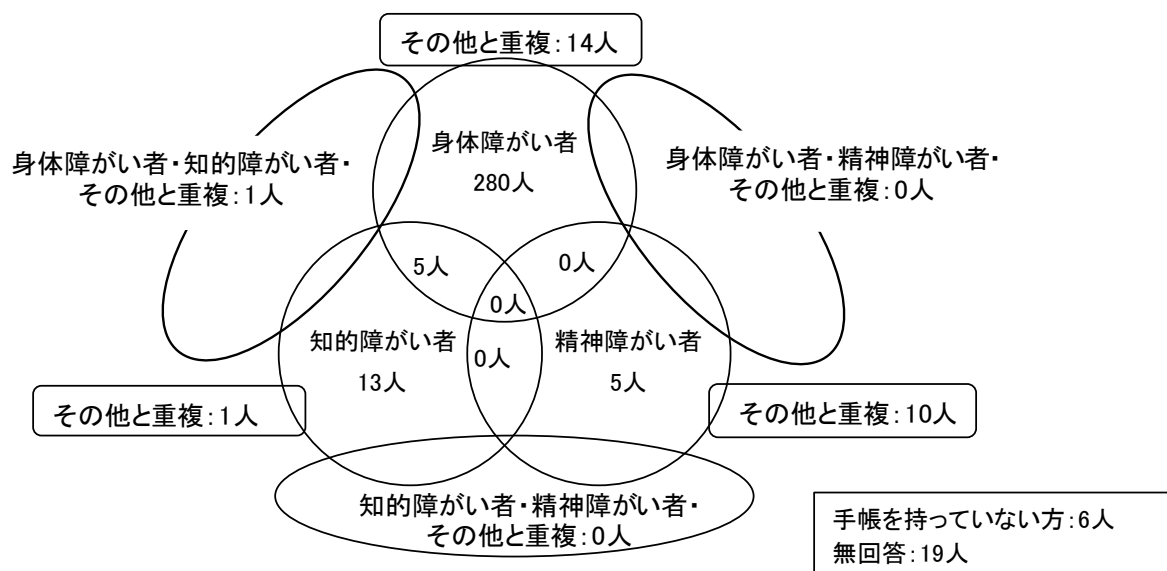
全体の回収数は、「お住まい」の設問無回答者4票を含んだ票数。

### (2) 調査結果概要

#### ①回答者の概要

○回答者の82.7%は65歳以上の高齢者です。【問1】

○回答者354人の障がいの重複状況は下図のとおりです。【問2】

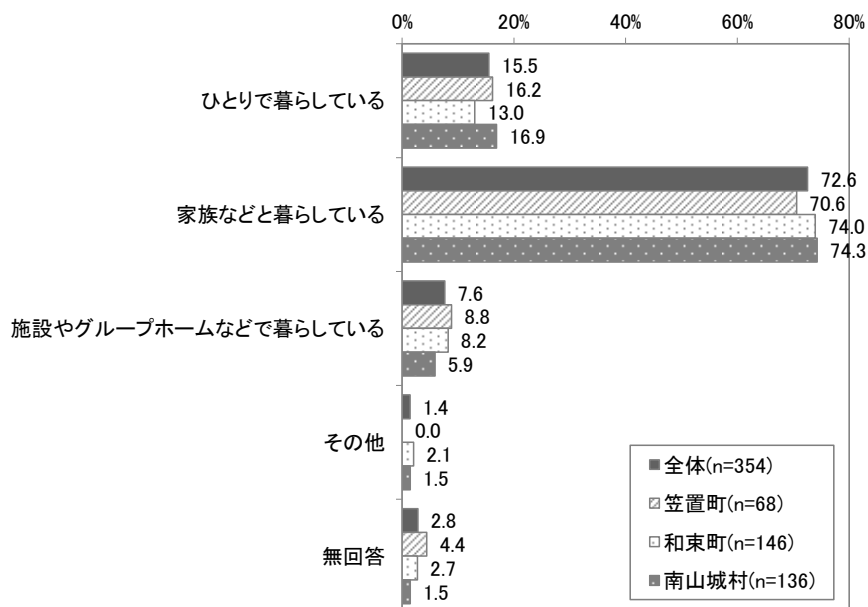


○40歳以上の方の介護保険の利用状況を見ると、22.8%が利用しています。【問5】

## ②日常生活について

- 同居家族等については、「家族などと暮らしている」が最も高く 72.6%となっています。【問7】
- 主な介助者は、「夫・妻」が41.2%と最も高く、次いで、「息子・娘」が32.8%、「特にいない」が15.5%となっています。【問8】
- どのようなときに手助けが必要かでは、「外出するとき（通院や買い物など）」が47.5%と最も高く、次いで「日常の暮らしに必要な事務手続き」が29.9%、「緊急時に避難・連絡したいとき」が27.1%となっています。【問9】
- 現在の生活で困っていることや不安に思っていることでは、「自分の健康や体力に自信がない」が34.5%で最も高く、次いで「家族など介護者の健康状態が不安」が13.8%、「将来的に生活する住まい、または施設があるかどうか不安」は12.7%となっています。【問10】

■問7 同居家族等について



### 【主な課題】

「家族などと暮らしている」人の割合が高く、困っていることや不安に思っていることについて「家族の健康状態」が挙げられたことから、介護者に対するサポートも求められます。

「ひとりで暮らしている」と回答した人も15.5%みられ、「介助者がいない」と回答した人もいます。一人暮らしの障がい者を支援する体制の充実も求められます。



### ③相談・情報について

○悩みや困ったことの相談者は、「家族、親戚」が66.1%と最も高く、次いで「病院、診療所（医療相談）」が22.6%、「友人、知り合い」が16.4%となっています。

#### 【問 11】

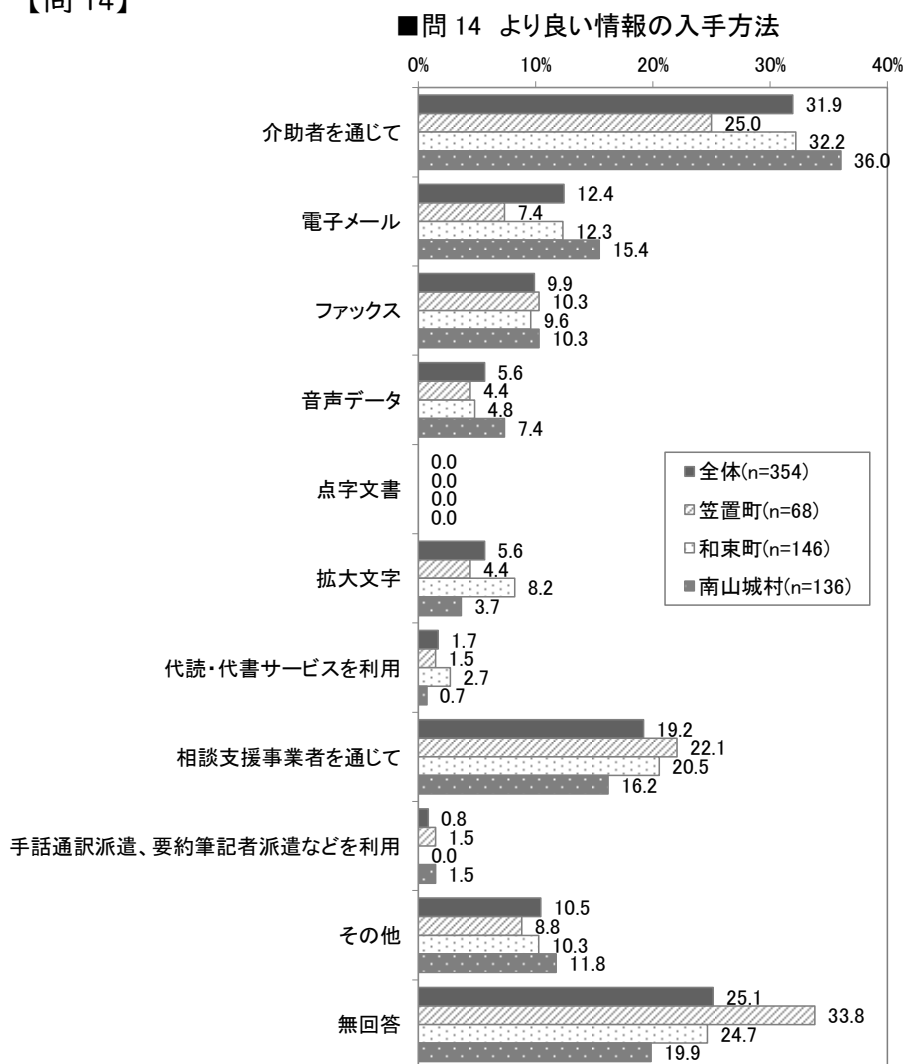
○基幹相談支援センター・相談支援事業者利用の満足度は、「満足している」と「やや満足している」を合わせた『満足している』が、54.6%、「やや不満である」と「不満である」を合わせた『不満である』は18.2%となっています。【問 11-1】

○障害者就労支援センターの利用状況は、「まったく知らない」が38.7%と最も高く、次いで「知っているが、利用したことはない」が26.8%、「名前は聞いたことがあるが、内容までは知らない」が12.7%となっています。【問 12】

○町や村の行っているサービスの情報の入手先は、「町・村の広報紙」が49.4%と最も高く、次いで「家族、親戚」が22.0%、「町・村の担当窓口」が18.6%となっています。【問 13】

○より良い情報の入手方法は、「介助者を通じて」が31.9%と最も高く、次いで、「相談支援事業者を通じて」が19.2%、「電子メール」が12.4%となっています。

#### 【問 14】



#### 【主な課題】

よりよい情報の入手先としては、「介助者を通じて」が高いことから、コミュニティを介した情報にニーズがあることが考えられます。また、「電子メール」のニーズも比較的高いことから、インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できない人に生じる情報格差を防ぐ取組も求められます。

#### ④外出について

- 外出目的は、「医療機関への受診」が72.0%と最も高く、次いで「買い物」が66.4%、「友人・知人に会うとき」が27.7%となっています。【問15】
- 外出のときに困ることは、「特に困っていない」が38.1%と最も高く、次いで「バスや鉄道、その他交通手段が利用しにくい(乗り降りがむずかしいなど)」が21.5%、「介助者がいないと外出できない」が15.3%となっています。【問16】

#### 【主な課題】

バスや鉄道の利用について困っていると回答も多く、ハード面でのバリアフリーや、地域全体で移動の支援が求められます。

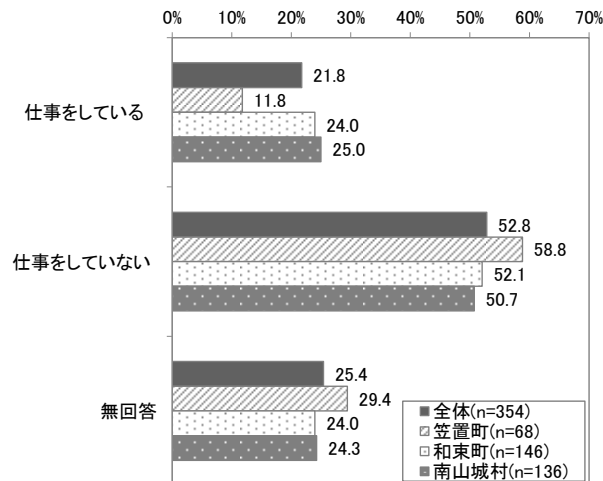
#### ⑤療育について（※対象となる回答者が4人であるため、参考として記載）

- 将来の進路については、「まだどうするか考えていない」が50.0%、「福祉サービスを利用しながら就労したい」及び「一般の会社やお店などで働きたい」がそれぞれ25.0%となっています。【問17-2】
- 障がい児のための施策やサービスで必要と思うものは、「発育・発達上の課題の早期発見・診断」及び「自立に向けた専門的な教育の充実」がそれぞれ50.0%となっています。【問18】
- 療育や教育に関する相談について望むことは、「専門的な相談機関を充実させてほしい」が100.0%と最も高く、次いで「困ったときにすぐに相談できるような体制を整えてほしい」が75.0%となっています。【問19】

#### ⑥仕事について

- 就労状況は、「仕事をしていない」が52.8%、「仕事している」が21.8%となっています。【問20】

■ 問 20 就労状況



- 仕事をしていない理由は、「仕事をする必要がないから」が32.6%と最も高く、次いで「病気・障がいなどの治療中」が26.2%、「その他」が24.1%となっています。【問20-1】
- 仕事の形態や場所は、「臨時、日雇い、パート、嘱託など」が32.5%と最も高く、次いで「自営業」が28.6%、「家業の手伝い」が14.3%となっています。【問20-2】
- 仕事を見つけた方法は、「その他」が36.4%と最も高く、次いで「直接自分で探した」が13.0%、「知人・友人などの紹介」が11.7%となっています。【問20-3】
- 障がいのある方が仕事をするために必要なことは、「事業主や職場の仲間の理解があること」が47.7%と最も高く、次いで「障がいのある方に配慮した職場の施設・設備が整っていること」46.3%、「就労条件(短時間労働など)が整っていること」が38.4%となっています。【問21】

**【主な課題】**

「事業主や職場の仲間の理解があること」との回答も多く、事業者に対して、障がい者を受け入れるための理解・啓発が求められます。

**⑦災害時のことについて**

- 地震などの災害のときに困ることは、「自力での避難がむずかしい(坂や階段がある、避難場所が遠いなど)」が34.5%と最も高く、次いで「避難場所の設備(トイレなど)や生活環境が不安」が28.2%、「避難所生活がむずかしい」が23.2%となっています。【問22】
- 避難の際に、支援が必要かは、「はい」が40.4%。「いいえ」が39.0%、「わからない」が12.7%となっています。【問23】

○災害時に避難する場所は、「公民館などの公共の避難所に行く」が 66.7%と最も高く、次いで「家族や親せきの家に避難する」が 26.6%、「公共の避難所を知らないし、避難場所がない」が 4.0%となっています。【問 24】

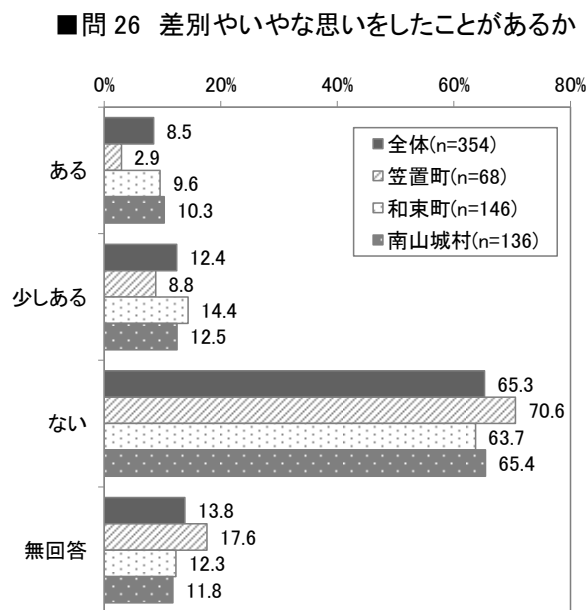
○災害時の地域の備えとして重要なことは、「日頃からのあいさつ、声かけや付き合い」が 53.1%と最も高く、次いで「危険箇所の把握」が 41.5%、「地域における援助体制の構築」が 22.0%となっています。【問 25】

### 【主な課題】

災害時への備えとしては、避難行動要支援者名簿の整備・活用に向けた仕組みづくりを進めるとともに、地域における住民同士の良好な関係が求められます。

## ⑧権利擁護について

○差別やいやな思いをしたことがあるかは、「ない」が 65.3%、「少しある」が 12.4%、「ある」が 8.5%となっています。【問 26】



○差別やいやな思いを感じた場面は、「外出先」が 39.2%と最も高く、次いで「学校・仕事場」が 33.8%、「住んでいる地域」が 31.1%となっています。【問 26-1】

○差別やいやな思いをなくすために重要だと思うものは、「障がいへの理解促進」が 71.6%と最も高く、次いで「福祉教育の充実」が 37.8%、「権利擁護のための制度の充実」が 27.0%となっています。【問 26-2】

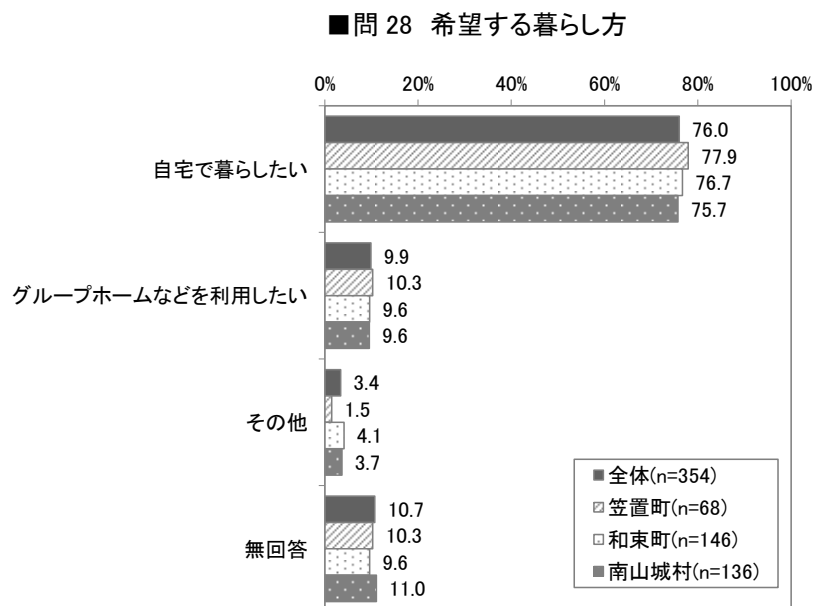
○成年後見制度の認知度は、「知っている」が 42.4%、「知らない」が 42.1%となっています。【問 27】

### 【主な課題】

差別を感じる場面について「ない」とした回答した人が多くみられる一方で、「ある」と回答した人も一定数います。合理的配慮の観点から、差別を許さない地域づくりが求められています。また権利擁護の取組として成年後見制度の普及を進めることも重要です。

## ⑨今後の生活について

○希望する暮らし方については、「自宅で暮らしたい」が76.0%と最も割合が高くなっています。【問28】



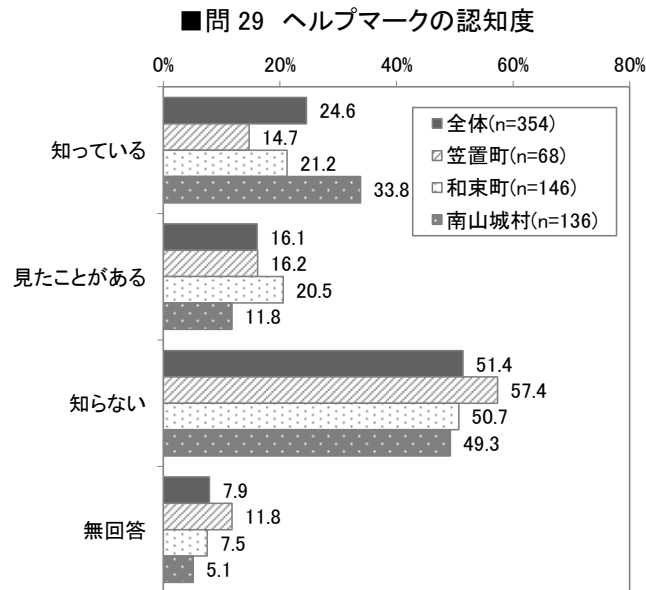
○自宅で暮らすのにどなたの支援が必要かについては、「家族・親戚」が70.6%と最も割合が高く、次いで「ホームヘルパーなどの支援してくれる人」が50.6%となっています。【問28-1】

### 【主な課題】

自宅で暮らしたいという希望の実現に向けては、家族・親戚やホームヘルパー等の支援と、それを支える公的な福祉サービスが重要です。福祉サービスそのものの充実とともに、利用の際の利便性の向上、関連する情報の発信強化が求められます。

## ⑩障がいに関する国の取組について

○ヘルプマークの認知度は、「知らない」が51.4%、「知っている」が24.6%、「見たことがある」が16.1%となっています。【問29】



○よりよく生活していくために必要なことは、「町・村からの福祉に関する情報をもっと多く、もっとわかりやすくする」が31.4%と最も高く、次いで「在宅での生活がしやすいよう福祉サービスを充実する」が26.3%、「福祉サービス利用の手続きを簡単にする」が25.1%となっています。【問30】

### 【主な課題】

「ヘルプマーク」について、半数以上が「知らない」と回答しています。今後においては、障がい者の配慮の観点からも認知度向上の取組が求められます。

## ⑪移動について

○買い物に利用している乗り物は、「自家用車」が71.5%と最も高く、次いで「鉄道」が9.9%、「バス」が7.3%となっております。【問31-①】

○通院に利用している乗り物は、「自家用車」が70.6%と最も高く、次いで「鉄道」が9.0%、「バス」が7.9%となっております。【問31-②】

○移動手段で困っていることは、「特に困っていることはない」が50.8%と最も高く、次いで「料金や経費が負担になっている」が13.0%、「近くに公共交通機関がない」が11.0%となっています。【問32】

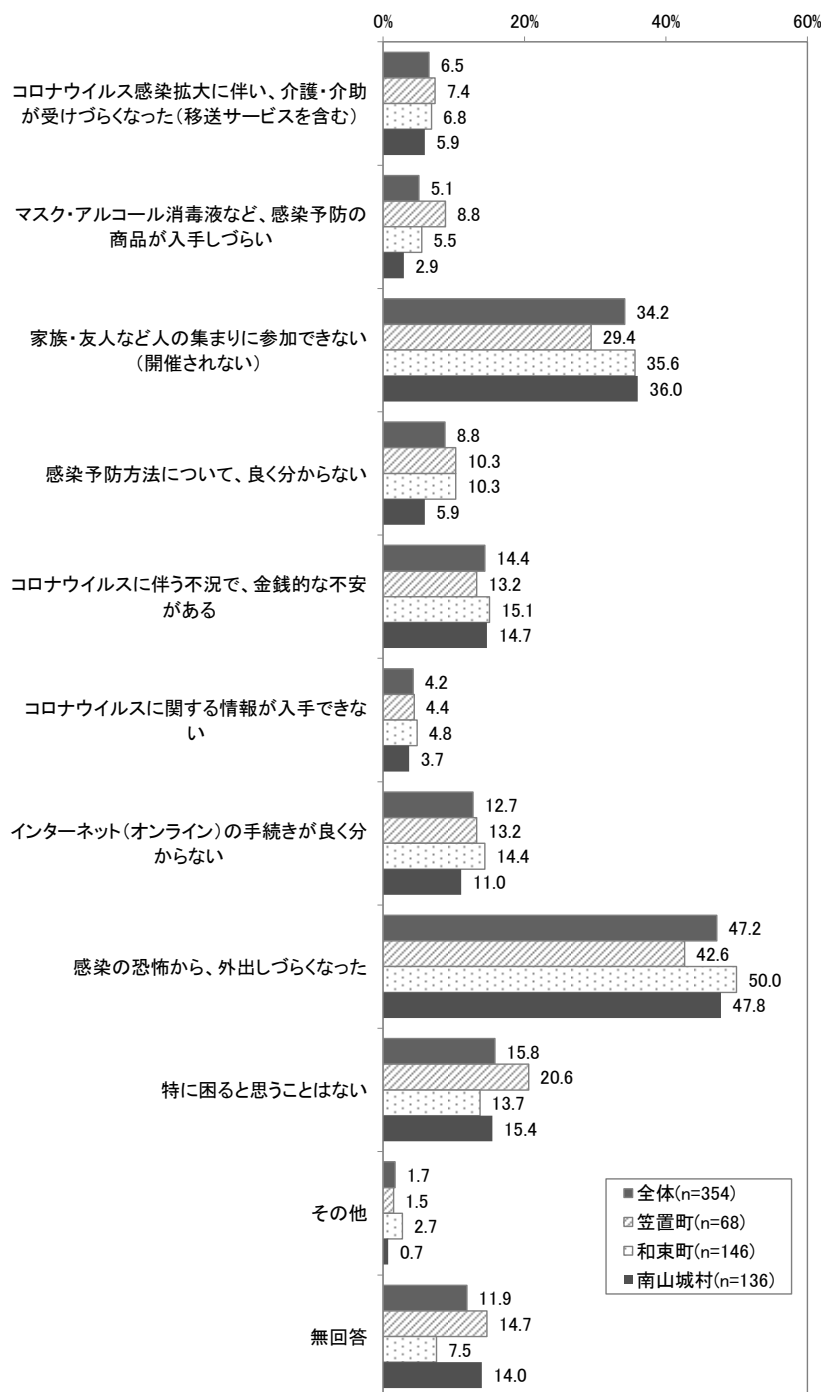
### 【主な課題】

自家用車の移動に対する依存が高く、介助者の高齢化に伴う免許返納後の移動手段の確保が求められています。

## ⑫新型コロナウイルスについて

○新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、困っていることは、「感染の恐怖から、外出しづらくなった」が47.2%と最も高くなっています。次いで、「家族・友人など人の集まりに参加できない（開催されない）」が34.2%、「コロナウイルスに伴う不況で、金銭的な不安がある」が14.4%となっています。【問33】

■問33 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、困っていること



### 【主な課題】

外出機会の減少による体力低下防止の対策や、コミュニケーションや見守りに対する取組が求められています。

### 3 第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の検証

#### (1) 障がい福祉計画の目標値の検証

##### ①福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和2（2020）年度末時点において、施設入所からグループホーム、一般住宅等へ移行した者の数については、平成29（2017）年3月31日の施設入所者数と比べ、1人以上が地域生活へ移行することをめざしてきました。

項目	笠置町		和束町		南山城村	
	目標値等	実績見込	目標値等	実績見込	目標値等	実績見込
平成29(2017)年度末の施設入所者数施設入所者数	3人	—	7人	—	7人	—
令和2(2020)年度末時点の施設入所者数	2人	4人	6人	8人	6人	6人
【目標値】削減見込み数	1人 (33.3%)	1人 (25.0%)	1人 (14.3%)	0人 (0.0%)	1人 (14.3%)	1人 (14.3%)
【目標値】地域生活移行者数	1人 (33.3%)	1人 (25.0%)	1人 (14.3%)	0人 (0.0%)	1人 (14.3%)	1人 (14.3%)

##### ②精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

山城南圏域内において、保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置を目標としていましたが、令和2年度末時点で未整備となっています。

##### ③地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等の整備については、障がいの重度化、障がい者や介護者の高齢化、「親亡き後」等の課題に対応するため、山城南圏域内において令和2（2020）年度末までの設置をめざしましたが、令和2（2020）年度末時点で未整備となっています。

##### ④福祉施設から一般就労への移行等

第5期障がい福祉計画においては、「一般就労への移行者数」「就労移行支援事業所の利用者数」「就労移行率3割以上の就労移行支援事業所数」「就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率」について目標を設定し、取組を進めました。



項目	目標値等			実績値等		
	笠置町	和束町	南山城村	笠置町	和束町	南山城村
平成 28(2016)年度に福祉施設を退所し、一般就労した者の数	0 人	0 人	0 人	—	—	—
令和 2(2020)年度に福祉施設を退所し、一般就労する者の数【目標値】	1 人	1 人	1 人	0 人	0 人	0 人
平成 28(2016)年度末に就労移行支援事業所を利用した者の数	1 人	0 人	2 人	—	—	—
令和 2(2020)年度末に就労移行支援事業所を利用する者の数	1 人	1 人	3 人	0 人	1 人	1 人
平成 28(2016)年度末の就労移行支援事業所数	0 箇所	1 箇所	1 箇所	—	—	—
平成 28(2016)年度末に就労移行率3割以上を達成した事業所数	0 箇所	0 箇所	0 箇所	—	—	—
令和 2(2020)年度末に就労移行率3割以上を達成した事業所数	0 箇所	1 箇所	1 箇所	0 箇所	0 箇所	1 箇所
令和元(2019)年度及び令和 2(2020)年度の就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率	— (R 元年)	— (R 元年)	50.0% (R 元年)	0% (R 元年)	0% (R 元年)	0% (R 元年)
	100.0% (R2 年)	— (R2 年)	50.0% (R2 年)	0% (R2 年)	0% (R2 年)	0% (R2 年)

### ⑤障害児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センター、保育所等訪問支援を利用できる体制、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所については令和 2(2020)年度末まで、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場については平成 30(2018)年度末までの整備をめざしましたが、令和 2(2020)年度末時点でともに未整備となっています。

## (2) 障害福祉サービスの利用状況

【笠置町】

サービス種類	単 位	計画値			実績値			
		平成 30 年度 (2018)	令和元 年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	平成 30 年度 (2018)	令和元 年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	
訪問系	居宅介護	時間/月	29	29	29	27.1	34.2	42.3
		実人/月	2	2	2	5	7	5
	重度訪問介護	時間/月	0	0	0	0	8.8	24.3
		実人/月	0	0	0	0	1	2
	同行援護	時間/月	0	0	0	0	0	0
		実人/月	0	0	0	0	0	0
	行動援護	時間/月	182	182	182	0	0	0
		実人/月	5	5	5	0	0	0
	重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	0
		実人/月	0	0	0	0	0	0
訪問系 計	時間/月	211	211	211	27.1	43	66.6	
	実人/月	7	7	7	5	8	7	
日中活動系	生活介護	延人日/月	123	123	123	108	109.1	78
		実人/月	5	5	5	5	5	3
	自立訓練(機能訓練)	延人日/月	0	0	0	0	0	0
		実人/月	0	0	0	0	0	0
	自立訓練(生活訓練)	延人日/月	0	0	0	0	0	0
		実人/月	0	0	0	0	0	0
	就労移行支援	延人日/月	5	5	5	125	0	0
		実人/月	1	1	1	1	0	0
	就労継続支援(A型)	延人日/月	0	0	0	0	0	14.6
		実人/月	0	0	0	0	0	1
	就労継続支援(B型)	延人日/月	86	86	86	62.5	68.1	57.6
		実人/月	4	4	4	5	6	6
	就労定着支援	実人/月	1	1	1	0	0	0
	療養介護	実人/月	0	0	0	0	0	0
短期入所	延人日/月	0	0	0	0	0	0	
	実人/月	0	0	0	0	0	2	
日中活動系 計	延人日/月	214	214	214	295.5	177.2	150.2	
	実人/月	11	11	11	11	11	12	
居住系	自立生活援助	実人/月	0	0	0	0	0	0
	共同生活援助	実人/月	2	2	2	1	1	1
	施設入所支援	実人/月	3	3	3	2	2	2
	居住系 計	実人/月	5	5	5	3	3	3
相談支援	計画相談支援	実人/月	1	1	1	12	13	12
	地域移行支援	実人/月	0	0	0	0	0	0
	地域定着支援	実人/月	0	0	0	0	0	0
	相談支援 計	実人/月	1	1	1	12	13	12

※令和2(2020)年度値は実績見込み

【和束町】

サービス種類		単 位	計画値			実績値		
			平成 30 年度 (2018)	令和元 年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	平成 30 年度 (2018)	令和元 年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)
訪 問 系	居宅介護	時間/月	70	72	72	120	125	160
		実人/月	5	7	7	9	9	11
	重度訪問介護	時間/月	0	0	0	0	0	0
		実人/月	0	0	0	0	0	0
	同行援護	時間/月	0	0	0	0	0	0
		実人/月	0	0	0	0	0	0
	行動援護	時間/月	0	0	0	40	40	40
		実人/月	0	0	0	1	1	1
	重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	0
		実人/月	0	0	0	0	0	0
	訪問系 計	時間/月	70	72	72	160	165	200
		実人/月	5	7	7	10	10	12
日 中 活 動 系	生活介護	延人日/月	259	267	267	286	509	324
		実人/月	15	16	16	12	14	14
	自立訓練(機能訓練)	延人日/月	0	0	0	0	0	0
		実人/月	0	0	0	0	0	0
	自立訓練(生活訓練)	延人日/月	0	0	0	0	0	0
		実人/月	0	0	0	0	0	0
	就労移行支援	延人日/月	8	8	8	19	18	18
		実人/月	1	1	1	1	1	1
	就労継続支援(A型)	延人日/月	12	12	12	27	27	0
		実人/月	1	1	1	1	1	0
	就労継続支援(B型)	延人日/月	76	78	78	100	229	88
		実人/月	4	4	4	8	7	7
	就労定着支援	実人/月	1	1	1	0	0	0
	療養介護	実人/月	1	1	1	1	1	1
	短期入所	延人日/月	24	24	24	25	25	20
		実人/月	2	2	2	3	3	2
日中活動系 計	延人日/月	379	389	389	457	808	450	
	実人/月	25	26	26	26	27	25	
居 住 系	自立生活援助	実人/月	1	2	2	0	0	0
	共同生活援助	実人/月	5	5	5	6	7	7
	施設入所支援	実人/月	7	7	7	7	8	8
	居住系 計	実人/月	13	14	14	13	15	15
相 談 支 援	計画相談支援	実人/月	18	20	20	28	28	27
	地域移行支援	実人/月	2	2	2	0	0	0
	地域定着支援	実人/月	2	2	2	0	0	0
	相談支援 計	実人/月	22	24	24	28	28	27

※令和2(2020)年度値は実績見込み

【南山城村】

サービス種類		単 位	計画値			実績値		
			平成 30 年度 (2018)	令和元 年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	平成 30 年度 (2018)	令和元 年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)
訪 問 系	居宅介護	時間/月	145	145	145	175	253	257
		実人/月	7	7	7	7	8	12
	重度訪問介護	時間/月	0	0	0	0	0	0
		実人/月	0	0	0	0	0	0
	同行援護	時間/月	20	20	20	170	170	170
		実人/月	2	2	2	3	3	3
	行動援護	時間/月	0	0	0	0	0	40
		実人/月	0	0	0	0	0	1
	重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	0
		実人/月	0	0	0	0	0	0
訪問系 計		時間/月	165	165	165	345	423	467
		実人/月	9	9	9	10	11	16
日 中 活 動 系	生活介護	延人日/月	267	267	267	337	349	399
		実人/月	14	14	14	21	21	21
	自立訓練(機能訓練)	延人日/月	0	0	0	0	0	0
		実人/月	0	0	0	0	0	0
	自立訓練(生活訓練)	延人日/月	0	0	0	0	20	20
		実人/月	0	0	0	0	1	1
	就労移行支援	延人日/月	0	0	0	0	0	0
		実人/月	0	0	0	0	0	0
	就労継続支援(A型)	延人日/月	23	23	23	23	23	46
		実人/月	1	1	1	1	1	2
	就労継続支援(B型)	延人日/月	69	69	69	46	69	46
		実人/月	3	3	3	2	3	2
	就労定着支援	実人/月	1	1	1	0	0	0
	療養介護	実人/月	0	0	0	0	0	0
短期入所	延人日/月	20	20	20	96	113	132	
	実人/月	2	2	2	9	11	10	
日中活動系 計		延人日/月	379	379	379	502	574	643
		実人/月	21	21	21	33	37	36
居 住 系	自立生活援助	実人/月	1	1	1	0	0	0
	共同生活援助	実人/月	0	0	0	2	4	4
	施設入所支援	実人/月	6	6	6	6	6	6
	居住系 計		実人/月	7	7	7	8	10
相 談 支 援	計画相談支援	実人/月	25	25	25	24	24	25
	地域移行支援	実人/月	0	0	0	0	0	0
	地域定着支援	実人/月	0	0	0	0	0	0
	相談支援 計		実人/月	25	25	25	24	24

※令和2(2020)年度値は実績見込み

### (3) 地域生活支援事業の利用状況

【笠置町】

区分	単位等	計画値			実績値		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
(1) 理解促進研修・啓発事業	実施有無	有	有	有	無	無	無
(2) 自発的活動支援事業	実施有無	無	無	無	無	無	無
(3) 相談支援事業							
① 障害者相談支援事業	箇所	1	1	1	1	1	1
② 基幹相談支援センター	設置有無	有	有	有	有	有	有
(4) 成年後見制度利用支援事業	実人/年	0	1	1	1	1	1
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	人	0	1	1	0	0	0
(6) 意思疎通支援事業							
手話通訳者派遣事業の実利用人数	人/年	1	1	1	0	2	0
手話通訳者設置事業の設置者数	人	2	2	2	2	2	2
(7) 日常生活用具給付等事業							
① 介護・訓練支援用具	件/年	0	0	0	0	0	0
② 自立生活支援用具	件/年	0	1	1	0	0	0
③ 在宅療養等支援用具	件/年	0	0	1	0	0	0
④ 情報・意思疎通支援用具	件/年	0	0	0	0	0	0
⑤ 排泄管理支援用具	件/年	2	4	4	0	0	0
⑥ 居住生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	0	0	0	0	0	0
(8) 手話奉仕員養成研修事業	実施有無	有	有	有	有	有	有
(9) 移動支援事業							
利用実人数	人/年	4	4	4	3	4	3
年間利用時間	時間/年	320	320	320	243	293	144
(10) 地域活動支援センター機能強化事業							
実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1	1
利用者数	人	3	3	3	3	3	3
(11) 任意事業							
① 福祉ホームの運営	実施有無	無	無	無	無	無	無
② 訪問入浴サービス	人/年	0	0	0	0	0	0
③ 生活訓練等	人/年	0	0	0	0	0	0
④ 日中一時支援	人/年	1	1	1	1	1	0
⑤ 自動車運転免許取得助成	人/年	0	0	0	0	0	0
⑥ 自動車改造助成	人/年	0	0	0	0	0	0

※令和2(2020)年度値は実績見込み

【和束町】

区分	単位等	計画値			実績値		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
(1) 理解促進研修・啓発事業	実施有無	無	無	無	無	無	無
(2) 自発的活動支援事業	実施有無	無	無	無	無	無	無
(3) 相談支援事業							
① 障害者相談支援事業	箇所	1	1	1	1	1	1
② 基幹相談支援センター	設置有無	有	有	有	有	有	有
(4) 成年後見制度利用支援事業	実人/年	1	1	1	0	0	0
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	人	1	1	1	0	0	0
(6) 意思疎通支援事業							
手話通訳者派遣事業の実利用人数	人/年	1	1	1	0	0	0
手話通訳者設置事業の設置者数	人	0	0	0	2	2	2
(7) 日常生活用具給付等事業							
① 介護・訓練支援用具	件/年	0	0	0	0	2	0
② 自立生活支援用具	件/年	1	1	1	1	0	0
③ 在宅療養等支援用具	件/年	1	1	1	0	0	0
④ 情報・意思疎通支援用具	件/年	1	1	1	1	0	0
⑤ 排泄管理支援用具	件/年	20	20	20	18	17	14
⑥ 居住生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	1	1	1	0	0	0
(8) 手話奉仕員養成研修事業	実施有無	無	無	無	有	有	有
(9) 移動支援事業							
利用実人数	人/年	10	10	10	11	11	7
年間利用時間	時間/年	430	430	430	390	482	240
(10) 地域活動支援センター機能強化事業							
実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1	1
利用者数	人	1	1	1	3	2	2
(11) 任意事業							
① 福祉ホームの運営	実施有無	無	無	無	無	無	無
② 訪問入浴サービス	人/年	0	0	0	0	0	0
③ 生活訓練等	人/年	0	0	0	0	0	0
④ 日中一時支援	人/年	6	6	6	1	1	1
⑤ 自動車運転免許取得助成	人/年	1	1	1	0	0	0
⑥ 自動車改造助成	人/年	1	1	1	0	0	0

※令和2(2020)年度値は実績見込み

【南山城村】

区分	単位等	計画値			実績値		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
(1) 理解促進研修・啓発事業	実施有無	無	無	無	無	無	無
(2) 自発的活動支援事業	実施有無	無	無	無	無	無	無
(3) 相談支援事業							
① 障害者相談支援事業	箇所	1	1	1	1	1	1
② 基幹相談支援センター	設置有無	有	有	有	有	有	有
(4) 成年後見制度利用支援事業	実人/年	6	6	6	0	0	0
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	人	6	6	6	0	0	0
(6) 意思疎通支援事業							
手話通訳者派遣事業の実利用人数	人/年	1	1	1	1	1	1
手話通訳者設置事業の設置者数	人	1	1	1	2	2	2
(7) 日常生活用具給付等事業							
① 介護・訓練支援用具	件/年	3	3	3	0	3	0
② 自立生活支援用具	件/年	2	2	2	1	2	0
③ 在宅療養等支援用具	件/年	1	1	1	0	0	1
④ 情報・意思疎通支援用具	件/年	1	1	1	0	1	1
⑤ 排泄管理支援用具	件/年	13	13	13	5	11	12
⑥ 居住生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	1	1	1	0	2	0
(8) 手話奉仕員養成研修事業	実施有無	有	有	有	有	有	有
(9) 移動支援事業							
利用実人数	人/年	7	7	7	16	17	19
年間利用時間	時間/年	453	453	453	492	443	395
(10) 地域活動支援センター機能強化事業							
実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1	1
利用者数	人	1	1	1	0	0	0
(11) 任意事業							
① 福祉ホームの運営	実施有無	無	無	無	無	無	無
② 訪問入浴サービス	人/年	2	2	2	1	2	2
③ 生活訓練等	人/年	0	0	0	0	0	0
④ 日中一時支援	人/年	8	8	8	14	14	14
⑤ 自動車運転免許取得助成	人/年	0	0	0	0	0	0
⑥ 自動車改造助成	人/年	0	0	0	0	0	0

※令和2(2020)年度値は実績見込み

## (4) 障害児通所支援等の利用状況

### 【笠置町】

サービス種類	単 位	計画値			実績値			
		平成 30 年度 (2018)	令和元 年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	平成 30 年度 (2018)	令和元 年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	
障害児通所支援	児童発達支援	人日	0	0	0	0	1	0
		人	0	0	0	0	1	0
	放課後等デイサービス	人日	0	0	0	0	148	120
		人	0	0	0	0	1	1
	保育所等訪問支援	人日	0	0	0	0	0	0
		人	0	0	0	0	0	0
医療型児童発達支援	人日	0	0	0	0	0	0	
	人	0	0	0	0	0	0	
居宅訪問型児童発達支援	人日	0	0	0	0	0	0	
	人	0	0	0	0	0	0	
障害児相談支援等	障害児相談支援	人	0	0	0	0	0	0
	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人	0	0	0	0	2	2

※令和2(2020)年度値は実績見込み

### 【和束町】

サービス種類	単 位	計画値			実績値			
		平成 30 年度 (2018)	令和元 年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	平成 30 年度 (2018)	令和元 年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	
障害児通所支援	児童発達支援	人日	0	0	0	23	15	10
		人	0	0	0	1	1	1
	放課後等デイサービス	人日	38	40	40	48	48	53
		人	2	2	2	2	2	3
	保育所等訪問支援	人日	0	0	0	0	0	0
		人	0	0	0	0	0	0
医療型児童発達支援	人日	0	0	0	0	0	0	
	人	0	0	0	0	0	0	
居宅訪問型児童発達支援	人日	0	0	0	0	0	0	
	人	0	0	0	0	0	0	
障害児相談支援等	障害児相談支援	人	2	2	2	2	3	4
	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人	0	0	0	0	2	2

※令和2(2020)年度値は実績見込み



【南山城村】

サービス種類		単 位	計画値			実績値			
			平成 30 年度 (2018)	令和元 年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	平成 30 年度 (2018)	令和元 年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	
障害児 通所 支援	児童発達支援	人日	0	0	0	0	15	12	
		人	0	0	0	0	2	1	
	放課後等デイサービス	人日	20	20	0	61	76	45	
		人	1	1	0	3	4	3	
	保育所等訪問支援	人日	0	0	0	0	0	0	
		人	0	0	0	0	0	0	
	医療型児童発達支援	人日	0	0	0	0	0	0	
		人	0	0	0	0	0	0	
	居宅訪問型児童発達支援	人日	0	0	0	0	0	0	
		人	0	0	0	0	0	0	
	障害児 相談 等	障害児相談支援	人	1	1	0	3	5	4
		医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人	0	0	0	0	2	2

※令和2(2020)年度値は実績見込み



## 第3章 計画の基本的な考え方

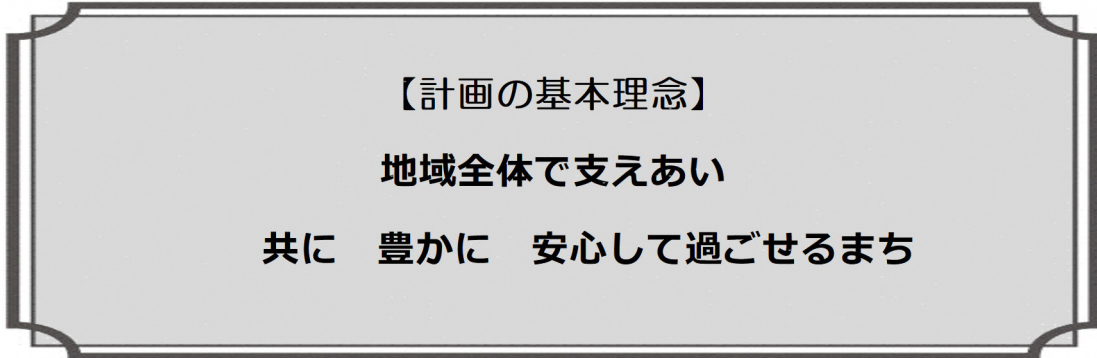
---



# 1 基本理念

## (1) 基本理念

本計画の基本理念は、国の「地域共生社会」実現に向けた方針を踏まえ、次のように設定します。



## (2) 設定の考え方

障がいの有無に関わらず、だれもが個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活が保障される権利を有します。また、社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する機会が提供される必要があります。

本計画では、各種サービスやボランティア活動の支援など、障がい者が可能な限り自立して快適に暮らせるよう、また、障がいの有無に関わらずだれもが住み慣れた地域の中で、「共に 豊かに 安心して」生活できるよう、地域全体で支えあうことのできるまちの実現をめざします。

## 2 基本目標

基本理念の実現に向けた基本目標として、次の4つを設定します。

### ◆基本目標1◆ 支えあいの実現に向けた支援の推進

障がいの有無に関わらずだれもが共に支えあい、地域で豊かな生活を送るためには、基本的な権利が保障されるとともに、住民一人ひとりが障がいや障がい者に対して、関心と正確な理解を持つことが重要です。

権利擁護の推進や、福祉を担う多様な団体の育成、広報・啓発活動及び交流活動の促進により、障がいの有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し、支えあう社会の実現をめざします。

### ◆基本目標2◆ 障がいの特性・ニーズを踏まえた支援の推進

それぞれの障がいなどに応じたニーズを的確に把握するとともに、サービス事業者や民間企業、NPO、教育機関等と連携を図り、教育・就労・地域での生活等、各ライフステージを通じて総合的かつ適切な支援・施策を実施できるよう体制を整えていきます。

また、障がい者が自らの選択に基づき適切なサービスを利用できるよう、相談、コミュニケーション支援などの体制を充実します。

### ◆基本目標3◆ 安心して暮らせる地域づくりの推進

障がい者が利用しやすいものは、だれもが利用しやすいというユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、公共施設、道路などのバリアフリー化等を推進し、だれもが暮らしやすいまちづくりを進めます。

また、災害時などの危機管理に対して、行政と住民とのさらなる連携を図り、協力体制の強化に努めます。

### ◆基本目標4◆ サービス提供基盤の整備

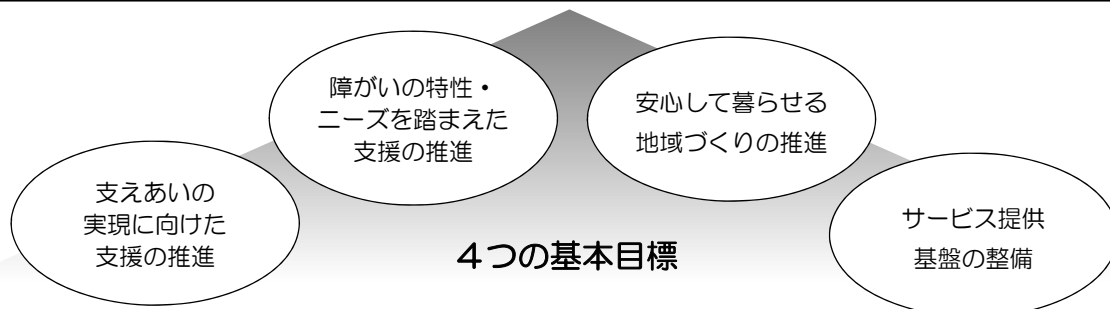
地域共生社会の実現に向けて、平成30(2018)年4月施行の「障害者総合支援法及び児童福祉法の改正」に伴う「自立生活援助」等の新たな障害福祉サービスの創設、共生型サービスの実施や介護人材の確保等に対応するための取組が求められています。

地域における社会資源を活用しながら、新しい制度に対応したサービス基盤整備を進め、必要なサービスの量・質の確保に努めます。

### 3 施策の体系

#### 計画の基本理念

地域全体で支えあい  
共に 豊かに 安心して過ごせるまち



施策の枠組み	施策
1 啓発・広報・交流	(1) 意識啓発・広報活動の充実 (2) 交流・ふれあいの推進 (3) スポーツ・レクリエーションの推進 (4) 芸術・文化・余暇活動の振興 (5) ボランティア活動の推進
2 保健・医療	(1) 健康・保健事業の推進 (2) 医療・リハビリテーションの充実 (3) 障がい者とその家族の健康支援
3 教育・育成	(1) 就学前教育・保育の充実 (2) 特別支援教育の充実 (3) 生涯学習の充実
4 雇用・就業	(1) 一般就労の促進 (2) 福祉的就労の促進 (3) 行政における障がい者雇用対策の強化 (4) 障がい者雇用の啓発
5 生活環境	(1) 住みよいまちづくりの推進 (2) 住宅・生活環境の整備 (3) 安全環境の向上 (4) 災害対策の推進
6 生活支援・相談支援	(1) 制度を踏まえたサービス提供の推進 (2) 相談体制の整備 (3) 権利擁護の推進 (4) サービスの質の向上





## 第4章 施策の展開

---



# 1 啓発・広報・交流

## (1) 意識啓発・広報活動の充実

### ◆基本方針◆

平成 28 (2016) 年に「障害者差別解消法」が施行されたことも踏まえ、障がい者や障がい者福祉のことを住民がより深く理解するために、障がいのある人とない人の日常的な交流・ふれあいを一層拡大していきます。また、広報紙やホームページ等の地域の周知手段を活用し、活動の予定や結果報告を積極的に掲載していきます。

### ◆施策内容◆

- 障がいのある人とない人が共に参画し、楽しめる行事・イベント・学習会等の企画・実施に努めます。
- 広報紙「れんけい」や議会だより、社協広報紙で障がい者福祉制度の紹介や町村内の障がい者や事業者からの声を積極的に掲載します。

#### <参考：平成 30 (2018) ～令和 2 (2020) 年度における取組>

広報紙「れんけい」や議会だより、社協広報紙で障がい者福祉に関する行事やイベント情報、制度などを掲載し、障がい者や障がい者福祉のことを住民がより深く理解するための意識啓発・広報活動を実施しました。

## (2) 交流・ふれあいの推進

### ◆基本方針◆

障がい者や障がい者福祉のことを住民全体が深く理解するために、障がい者との日常的なふれあい・交流の場を拡大していきます。

### ◆施策内容◆

- 社会福祉協議会と連携し、障がいの有無に関わらず、だれもが参加できるイベントや行事などの開催に努めます。
- 地域で行われる交流事業や障がい者団体同士の交流への支援を行います。
- 障がい者施設や特別養護老人ホーム等での交流・ふれあい事業等への、障がいを持たない人の参加促進に努めます。

＜参考：平成 30（2018）～令和 2（2020）年度における取組＞

社会福祉協議会との連携や、「障がい者のつどい」などの開催により、障がいの有無に関わらない参加者同士の交流を行いました。

## (3) スポーツ・レクリエーションの推進

### ◆基本方針◆

障がい者スポーツ振興の機運が高まる中で、障がいの有無に関わらず、地域で共に生きるという考え方の推進や心の通いあうあたたかい地域社会の形成をめざし、スポーツ・レクリエーション活動を支援します。

### ◆施策内容◆

- 京都府主催のスポーツ関連行事等、スポーツ・レクリエーションに関する各種行事への参加支援を行います。
- 障がい者が積極的にスポーツに取り組めるように、設備や施設、指導員の充実に努めます。

＜参考：平成 30（2018）～令和 2（2020）年度における取組＞

障がい者の全京都障害者スポーツ大会参加への支援、身体障害者協議会（団体）会員の障害者ふれあい広場（京都府主催のスポーツレクリエーションフェスティバル）参加への支援を行いました。

## (4) 芸術・文化・余暇活動の振興

### ◆基本方針◆

障がい児（者）が生涯にわたって学習する機会を得られ、芸術・文化・余暇活動等を通じて生活のゆとりと豊かさを実感するとともに、社会への参加ができるよう支援します。

### ◆施策内容◆

- 障がい者が芸術・文化に触れることができる機会づくりに努めます。
- 芸術・文化活動に関わる人材の育成を行います。

＜参考：平成 30（2018）～令和 2（2020）年度における取組＞

社会福祉協議会との連携や、各種イベントの開催によって、障がい児（者）が文化・芸術活動を行う場や、体験ができる場の提供を行いました。

## (5) ボランティア活動の推進

### ◆基本方針◆

障がい者が地域で安心して暮らすための支援の充実に向けて、地域住民をはじめとした多様な主体が行うボランティア活動等に対する支援を行います。

また、地域共生社会の実現に向けて、だれもが支えられるだけでなく、可能な範囲で支える側になれるように、障がい者のボランティア活動への参加を促進します。

### ◆施策内容◆

- ボランティア活動の情報把握・提供、啓発・普及や活動機会の提供、活動する個人・団体への多様な支援を実施します。
- 社会福祉協議会との連携によりボランティア活動を推進するとともに、地域福祉の担い手となる各種団体等のリーダー、人材の確保に努めます。
- 障がい児（者）によるボランティア活動の場の創出支援に取り組むとともに、施設での交流等を通じた子どものボランティア体験学習の充実に努めます。

＜参考：平成 30（2018）～令和 2（2020）年度における取組＞

社会福祉協議会ボランティアセンターと連携し、ボランティア体験などのイベントを通じて、ボランティア活動に対する視野を広げるとともに、障がいの有無に関わらない参加者同士の交流を行いました。

## 2 保健・医療

### (1) 健康・保健事業の推進

#### ◆基本方針◆

障がいの原因となる疾病等の予防と早期発見・早期対応につながるよう、健康診査や健康相談事業等を実施し、今後も内容の充実を図るとともに、広く参加を働きかけていきます。

また、各種健康診査のフォロー体制の強化を図り、経過の見守りや支援が必要な方についてはその人にあった対応となるように、関係課で連携した対応に努めます。

さらに、精神障がい者の状況等を把握し、必要な相談等につながるように、関係機関との連携をはじめ、手帳所持者への訪問など、保健活動の展開について検討します。

#### ◆施策内容◆

○障がいの原因となる疾病等の予防や早期発見につながるよう、妊産婦、乳幼児に対して、健康診査、健康相談等の母子保健事業を推進するとともに、必要に応じて相談や福祉サービスにスムーズにつなげることのできる体制整備を進めます。

○疾病及び生活習慣病に起因する障がいの予防のため、成人に対して、特定健康診査の受診率の向上、生活習慣病である脳卒中や糖尿病などの早期発見、早期治療ができる支援体制の確立に努めます。

○介護予防事業を積極的に推進し、虚弱高齢者の機能向上を図り、高齢者の自立した生活環境づくりを促進します。

#### <参考：平成30（2018）～令和2（2020）年度における取組>

妊産婦・乳幼児に対する健康診査・健康相談、成人に対する特定健康診査を実施するとともに、受診率の向上のため、案内等の通知を行いました。

生活習慣病の早期発見・治療につなげるため、人間ドック・脳ドック助成事業を実施するとともに、高齢者に対しては、介護予防事業を推進し、自立した生活環境づくりを行いました。

### (2) 医療・リハビリテーションの充実

#### ◆基本方針◆

障がい者の健やかな暮らしを支えていく上で、障がいの原因となる疾病等の予防と早期発見・療育・治療・医学的リハビリテーションは最も重要な課題の一つであり、医療機関等の関係機関と連携を密にし、一層の推進を図ります。

#### ◆施策内容◆

- 障がい者の心身の健康の維持・増進・回復を図るため医療機関等の関係機関と密に連携しながら、ライフステージや心身の状況に応じた保健・医療・医学的リハビリテーションの的確な提供に努めます。
- 障がいに応じて、早期から必要な福祉サービスや相談が受けられるよう保健所や専門医療機関との連携を深めます。

#### <参考：平成30（2018）～令和2（2020）年度における取組>

障がい者の心身の健康維持・増進・回復を図るため、医療機関等の関係機関と連携し、保健・医療・医学的リハビリテーションの提供に努めました。

### （3）障がい者とその家族の健康支援

#### ◆基本方針◆

相談支援の機会などに障がい者及びその家族の健康状態を把握するとともに、支援については様々な活動の場で啓発していきます。

#### ◆施策内容◆

- 相談支援などの機会をとらえて、障がい者とその家族の健康状態の把握とともに、必要に応じた相談・指導につなげ、健康支援に努めます。

#### <参考：平成30（2018）～令和2（2020）年度における取組>

相談支援事業所等と連携し、相談支援などの機会をとらえ、障がい者とその家族の健康状態の把握と、必要に応じた相談・指導につなげ、健康支援に努めました。

### 3 教育・育成

#### (1) 就学前教育・保育の充実

##### ◆基本方針◆

障がいや発達の違いで支援が必要な幼児を可能な限り受け入れる体制を確保し、障がいの有無に関わらず、子どもたちが地域で共に育つ環境づくりに努めます。

##### ◆施策内容◆

- 保育士や指導員などの人員の充実や、研修等による教育・保育内容の充実を促進していきます。
- 障がい児の教育・保育については、小学校、特別支援学校、役場の関連各課、府の関係機関との連携強化に努めます。

＜参考：平成 30（2018）～令和 2（2020）年度における取組＞

保育士や指導員の研修等による教育・保育内容の充実を図り、障がいや発達の違いで支援が必要な幼児を受け入れ、障がい等の有無に関わらず共に地域で育つ環境づくりに努めました。

#### (2) 特別支援教育の充実

##### ◆基本方針◆

相楽東部 3 町村の各小中学校では、障がいや発達の違いで支援が必要な児童・生徒の学びを支援するため、特別支援学級を設置しています。

今後は、支援が必要な子どもの増加を見据えた支援体制の確保と、地域で共に学び育つ教育のニーズへの対応が課題であり、児童・生徒一人ひとりの能力や個性に応じた特別支援教育を推進します。

##### ◆施策内容◆

- 支援が必要なすべての子どもに対して、教育指導面の「個別の指導計画」、進路指導と卒業後のフォローについての「個別移行支援計画」、福祉、医療などとの連携計画である「個別の教育支援計画」を三位一体で作成し、多面的な支援にあたります。
- 支援が必要な子どもの学習活動を支援するため、必要に応じて補助員の配置を促進していきます。

＜参考：平成 30（2018）～令和 2（2020）年度における取組＞

小学校では特別支援学級を設けて、支援が必要なすべての子どもに対して教諭による支援教育を行っており、児童・生徒一人ひとりに応じた教育などの支援を実施しました。



### **(3) 生涯学習の充実**

#### **◆基本方針◆**

次代を担う青少年の健全な育成のため、様々な問題・障がいを抱える児童・生徒のケアの強化などに地域社会全体で取り組みます。

また、地域内の文化活動団体や住民グループの文化交流活動を支援し、障がい者自身が主体となった地域文化・芸術の創造を支援します。

#### **◆施策内容◆**

○障がい児（者）のための教養講座・教室の充実のほか、家庭教育の促進を図ります。

＜参考：平成30（2018）～令和2（2020）年度における取組＞

放課後や夏休み時期等の家庭教育の促進のため、障がいの有無に関わらず児童・生徒を対象とした京のまなび教室を開催しました。

## 4 雇用・就業

### (1) 一般就労の促進

#### ◆基本方針◆

民間企業の法定雇用率が令和3(2021)年3月より2.2%から2.3%へ引き上げられ、対象となる事業主の範囲が従業員43.5人以上に広がる中で、働く意欲や能力を持った障がい者の一般就労に向けて、職場適応等の支援に努めます。

また、ハローワークや商工会などをはじめ、障がい者就労の関係機関との連携を強化し、町村内・近隣市町村での障がい者雇用を一層強化していきます。

#### ◆施策内容◆

- 各種雇用促進制度を活用して、事業者には雇用や就労移行支援への積極的な協力を要請していきます。
- 圏域内の障害者就業・生活支援センター等関係機関と連携して、就業支援のための基盤の強化を促進していきます。
- ハローワークや商工会などと連携し、相談や情報提供などを通じて自営業や在宅就労の支援、起業の促進を図ります。
- 就業意欲のある障がい者について、問い合わせや相談があった場合などは、関係機関等と連携して早期に必要な相談事業につなげるとともに、迅速で的確な情報交換・情報提供に努めます。
- 障がい者の能力と適性を活かして職業能力を高めて一般就労に移行できるように、職場体験できる場の確保に努めます。

#### <参考：平成30(2018)～令和2(2020)年度における取組>

事業者による雇用や就労移行支援の協力により、ワード・エクセル等、事務処理に必要なスキルを学ぶ職業訓練の周知や事業所等の職場見学会などの案内を実施しました。

## (2) 福祉的就労の促進

### ◆基本方針◆

障がい者本人の心身の状況や希望に沿った福祉的就労が今後も実施され、障がい者の自立と社会参画につながっていくよう、支援に努めていきます。

### ◆施策内容◆

- 「就労移行支援」「就労継続支援」といった障害福祉サービスの利用者が意欲的に活動し、提供側も安定したサービス提供ができるように、住民・企業・行政による、障がい者に適した業務の発注、授産品の活用を積極的に促進します。
- 就労継続支援を実施する事業者、特別支援学校、ハローワーク、圏域の障害者就業・生活支援センターなどと連携しながら、支援学校卒業者や一般企業に雇用されることが困難な障がい者への情報提供に努め、相談体制の充実を図ります。

＜参考：平成 30（2018）～令和 2（2020）年度における取組＞

就労継続支援を実施する事業者、特別支援学校、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等と連携し、障がい者が働く場の見学会や障がい者雇用理解のための情報提供を行うとともに、相談体制の充実を図りました。

## (3) 行政における障がい者雇用対策の強化

### ◆基本方針◆

国で定められた地方公共団体の障害者法定雇用率は、常用労働者の 2.6%以上となっており、障がい者の雇用について先導的役割を果たす観点から、行政における障がい者雇用対策の強化を図ります。

### ◆施策内容◆

- 地方公共団体の障害者法定雇用率の遵守に努めるとともに、障がい者がより働きやすくなるように、職員意識の啓発や、施設・設備等の環境整備を図ります。

＜参考：平成 30（2018）～令和 2（2020）年度における取組＞

各役場において、障害者法定雇用率の遵守に努めています。

## (4) 障がい者雇用の啓発

### ◆基本方針◆

働くことで生きがいや、やる気を見出していけるように、公共職業安定所（ハローワーク）や障害者就業・生活支援センターとの連携を強化し、民間事業者への啓発、働きかけに努め、障がい者それぞれの能力と適性にあった就労の場の確保をめざします。

### ◆施策内容◆

- 障がい者が就業している事業所に対しては、従業員の意識の啓発や、働きやすい施設・設備など、受け入れ体制の向上を働きかけます。
- 府やハローワーク、相楽東部広域障害者自立支援協議会就労ネットワークなどと連携し、「障害者雇用促進月間（毎年9月）」を中心に、障がい者雇用に関わる制度・施策の周知徹底を図ります。

#### <参考：平成30（2018）～令和2（2020）年度における取組>

府や相楽東部広域障害者自立支援協議会等と連携し、障がい者雇用に関わる制度や施策の周知を行いました。

## 5 生活環境

### (1) 住みよいまちづくりの推進

#### ◆基本方針◆

「高齢者・障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」や「京都府福祉のまちづくり条例」に基づき、公共施設等のバリアフリー化に取り組むとともに、ユニバーサルデザインの考え方も取り入れ、すべての人が利用しやすい施設等のあるまちづくりを進めます。

#### ◆施策内容◆

- 住民だれもが社会的活動に参加できる環境をめざして、道路、学校、公園、公共施設等のバリアフリー化を進めます。
- 既存の施設については、必要性等を踏まえた改修、段差の解消やスロープ化、障がい者用駐車場の確保、洋式トイレの設置などに努めます。
- 住民の日常生活に必要なJR等公共交通機関の利便性の向上やサービスの充実などを関係機関に要請し、府、事業者等と協議しながら生活路線としての維持に努めます。
- すべての人が使いやすい施設を譲りあって共に利用できるように、町村内のバリアフリー施設について周知を図り、住民に働きかけていきます。

#### <参考：平成30（2018）～令和2（2020）年度における取組>

前計画より引き続き、公共施設等の駐車場に、おもいやり駐車場（障害者用駐車場）の設置登録を行いました。また、障害者手帳交付者に対して、おもいやり駐車場利用申請の案内等を行いました。

## (2) 住宅・生活環境の整備

### ◆基本方針◆

障がい者が生活する住宅について、より安全で快適な場所に改善するよう努めます。  
また、家族が介護できなくなっても、障がい児（者）が安心して生活していける居住の場の確保や、入院治療の必要のない精神障がい者が地域生活へ移行する際の居住の場を確保する支援等を行います。

### ◆施策内容◆

- 住宅改修費の助成等、住宅をより暮らしやすい場所にするための支援に努めます。
- 障がい児（者）等への対応住宅について、総合的な住宅相談体制の充実と情報提供に努めます。
- 障がい者が積極的に外出し、地域で生活できるよう、公共建築物及び公共的民間建築物について障がい者や高齢者などの利用に配慮した整備を促進し、建築主や建築士、住民への周知を図ります。

#### <参考：平成30（2018）～令和2（2020）年度における取組>

障がい者及びその家族が在宅でも暮らしやすいよう、利用者や相談支援専門員と連携し、住宅改修費の助成について周知を図り、居住の場を確保する支援に努めました。

## (3) 安全環境の向上

### ◆基本方針◆

交通事故や消費者被害など、高齢者や障がい者が被害にあう事件や事故が全国的に増加する中で、障がい児（者）に配慮した総合的な交通安全対策、防犯対策を推進します。

### ◆施策内容◆

- 危険な箇所への交通安全施設の整備を行います。
- 共助の精神に基づく地域ぐるみの防犯活動の推進、防犯意識の高揚（啓発活動）を行います。
- 緊急通報装置などの維持管理・整備を検討するとともに、警察等関係機関や地域、企業、各種団体、行政の連携のもと地域安全体制の充実に努めます。

#### <参考：平成30（2018）～令和2（2020）年度における取組>

高齢者や障がい者に対し、駅・バス停留所・小学校・道の駅等で啓発物品の配布や交通事故防止の呼びかけなどの街頭啓発を行いました。また、役場庁舎掲示板による交通事故防止の啓発を行いました。

## (4) 災害対策の推進

### ◆基本方針◆

地震をはじめ、国内で大規模な自然災害が頻発する中で、日頃からの地域での見守り活動や避難場所等の周知、自主防災組織や地域防災組織の育成等、地域ぐるみで防災対策を強化していきます。

### ◆施策内容◆

- 障がい者が地域で安心して暮らせるよう、地域ぐるみで安心・安全のネットワークづくりを推進します。
- 警察・消防署や消防団、自主防災組織などの関係機関と連携しながら、緊急時の情報伝達や避難誘導、救助体制の充実を図ります。
- 一人暮らしの障がい者、障がい者と高齢者の世帯などの要配慮者については、地域住民や関係機関との情報伝達手段の確保に努めます。
- 避難生活の長期化に備え、福祉避難所の確保と障害者支援施設との連携体制の確保を図ります。

#### <参考：平成30（2018）～令和2（2020）年度における取組>

防災については、広報紙での啓発や地区の自主防災組織と連携し、地域ぐるみでの防災啓発を行いました。

## 6 生活支援・相談支援

### (1) 制度を踏まえたサービス提供の推進

#### ◆基本方針◆

平成 30（2018）年 4 月施行の「障害者総合支援法及び児童福祉法の改正」に伴い、「自立生活援助」等の新たな障害福祉サービスの創設、共生型サービスの実施が求められている中で、地域で障がい者が安心していきいきと生活を送ることができるよう、制度を踏まえたサービス提供体制の整備に努めます。

#### ◆施策内容◆

- 制度の周知に努めるとともに、障害支援区分認定審査会や相楽東部広域障害者自立支援協議会の充実などにより、公平で透明性のあるサービス支給決定に努めます。
- 利用者本位のケアマネジメントに向けたサービス利用計画の作成、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく必要なサービス提供基盤の確保に努めます。

#### <参考：平成 30（2018）～令和 2（2020）年度における取組>

サービス利用計画作成については、相談支援事業所と連携し、受給者の状況把握を行うとともにサービス利用者の調整を行いました。

地域生活支援事業については、日常生活用具・日中一時支援・移動支援・聴覚関係（手話通訳者設置・奉仕員養成事業など）の事業を実施しました。



## **(2) 相談体制の整備**

### **◆基本方針◆**

障がい者や家族、介助者等が、身近な地域で気軽に悩みや生活課題を相談し、障がい者施策やサービスの情報をよく理解して適切な支援を受けることは、自立生活のための基本であることから、行政の担当課をはじめ、相楽東部広域障害者自立支援協議会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、障害者相談員などが連携した、総合的な相談体制の構築に努めます。

### **◆施策内容◆**

- 障がい者や家族、介助者等が抱える様々な問題の解決に向け、各部門が一層連携を強化しながら、助言や情報提供、他機関との調整など総合的な相談体制づくりに努めていきます。
- 担当課が障がい者支援の第一義的な窓口となり、地域で安心した生活が送れるよう、当事者や家族に対する相談体制の充実と相談関係機関相互の連携強化に努めます。
- 相談支援体制の強化に向けて、「サービス利用計画」作成の体制確保に努めるとともに、圏域で委託している基幹相談支援センターとの連絡調整を図りながら、計画内容の充実に努めます。
- 各相談場所で、様々な状況の障がい者が気軽に相談や情報提供が受けられるよう、プライバシーに配慮した対応や相談場所の確保、絵記号等の活用などに努めます。

#### **<参考：平成30（2018）～令和2（2020）年度における取組>**

障がい者やその家族、介護者等が抱える問題の解決には、担当課・庁内各課、社会福祉協議会やその他事業所等が連携し相談体制づくりに努めました。

個別の相談に対しては、民生委員・児童委員、障害者相談員などとも相談を受け、支援につながるよう努めました。

### (3) 権利擁護の推進

#### ◆基本方針◆

平成 28 (2016) 年に成年後見制度利用促進法が施行されるなど、障がい者等の権利擁護に向けた機運が高まる中で、こうした制度の活用を促進しながら、障がい者の権利擁護に向けた体制づくりを一層進めていきます。

#### ◆施策内容◆

- 相楽東部広域障害者自立支援協議会、関係機関と連携しながら、障がい者の尊厳に対する教育・啓発を強化するとともに、権利擁護や虐待防止の周知・体制づくりに努めます。
- 障がい者虐待防止に向けて、福祉部門だけでなく、労働、教育分野等の各関係機関とも連携し、虐待を未然に防ぐ取組を強化し、虐待の通報があった際には迅速な対応ができる体制づくりに努めます。
- 知的、精神障がい者のうち、判断能力が不十分な人に対しサービス利用契約の締結が適切に行われるよう成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用を支援します。

#### ＜参考：平成 30 (2018) ～令和 2 (2020) 年度における取組＞

「日常生活自立支援事業」については、社会福祉協議会と連携し、高齢者や障がい者等のサービス利用や日常生活における所持金の管理などの援助を行いました。

「成年後見制度利用支援事業」については、地域包括支援センターや保健福祉センターと連携し、身寄りのない高齢者などに対し、裁判所手続き等の事業を行いました

### (4) サービスの質の向上

#### ◆基本方針◆

障がい者福祉の担い手のサービスの質がさらに向上するように、研修等の開催・参加を促進するとともに、社会福祉協議会、教育委員会などと連携し、課題に柔軟に対応できるように、ネットワーク体制の確立をめざします。

#### ◆施策内容◆

- サービス提供事業者に対して、サービスの自己評価の情報公開と窓口の設置に向けた働きかけを行います。
- サービス利用者のモニター制度など、利用者と事業者の協働によるサービスの質の向上に向けた取組を進めます。

#### ＜参考：平成 30 (2018) ～令和 2 (2020) 年度における取組＞

サービス利用計画の作成等により、事業者からも利用者の状況を把握することができ、利用者と事業者の協働によってさらにサービスの質の向上が図れました。

**第5章 第6期障がい福祉計画・  
第2期障がい児福祉計画**

---



# 1 令和5（2023）年度の目標（成果目標）

## （1）成果目標の設定についての考え方

障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、令和5（2023）年度を目標年度とする第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画において、必要な障害福祉サービス及び障害児通所支援等の提供体制の確保に向けた目標として、以下の事項に係る成果目標を設定します。

成果目標の枠組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉施設の入所者の地域生活への移行</li> <li>・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</li> <li>・地域生活支援拠点等が有する機能の充実</li> <li>・福祉施設から一般就労への移行等</li> <li>・障害児支援の提供体制の整備等</li> <li>・相談支援体制の充実・強化等</li> <li>・障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築</li> </ul>
---------	---

## （2）成果目標の設定

### ①福祉施設の入所者の地域生活への移行

#### <国の基本指針に定める数値目標の考え方>

- ・令和元年度末時点での施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとともに、これに合わせて令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者から1.6%以上削減することを基本とする。
- ・当該目標値の設定に当たっては、令和2年度末において、障害福祉計画で定めた令和2年度までの目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和5年度末における目標値に加えた割合以上を目標値とする。

国の基本指針に示された考え方や地域の実態を踏まえ、令和5（2023）年度末までの、福祉施設の入所者の地域生活への移行について、次のように目標を設定します。

項目	目標値等			目標設定の考え方
	笠置町	和東町	南山城村	
令和2(2020)年3月31日の施設入所者数(A)	2人	8人	6人	令和2(2020)年3月31日の施設入所者数
令和5(2023)年度末時点の施設入所者数(B)	2人	7人	5人	令和5(2023)年度末時点の施設入所者数
【目標値】 施設入所者の削減人数	1人 (50.0%)	1人 (12.0%)	1人 (16.7%)	施設入所者の削減人数
【目標値】 施設入所からグループホーム、一般住宅等へ移行した者の数	1人 (50.0%)	1人 (12.0%)	1人 (16.7%)	施設入所からグループホーム、一般住宅等へ移行した者の数

## ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

### <国の基本指針に定める数値目標の考え方>

- ・平均生活日数に関する令和5年度における目標値の設定に当たっては、精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。
- ・別表第四の一の項に掲げる式により算定した令和5年度末の精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数及び別表第四の二の項に掲げる式により算定した令和5年度末の精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数を目標値として設定する。
- ・退院率に関する令和5年度における目標値の設定に当たっては、入院後3か月時点の退院率については69%以上とし、入院6か月時点の退院率については86%以上とし、入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本とする。

保健、医療、福祉関係者による協議の場については、山城南圏域内において令和5年度末までの設置を検討します。

なお、入院中の精神障がい者の地域生活への移行については、府が目標設定する事項であり、府の目標に準拠することから、本計画では目標値は設定しません。

項目	目標値等	備考
【目標値】 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	1箇所	山城南圏域内に設置(令和5(2023)年度末まで)

## ③地域生活支援拠点等が有する機能の充実

### <国の基本指針に定める数値目標の考え方>

- ・令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

地域生活支援拠点等の整備については、障がいの重度化、障がい者や介護者の高齢化、「親亡き後」等の課題に対応するため、山城南圏域内において、令和5(2023)年度末までの設置を検討します。

項目	目標値等	備考
【目標値】 地域生活支援拠点等の整備	1箇所	山城南圏域内に設置(令和5(2023)年度末まで)

#### ④福祉施設から一般就労への移行等

##### <国の基本指針に定める数値目標の考え方>

- ・令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。
- ・それぞれ令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定めることとする。  
 就労移行支援事業：令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上  
 就労継続支援A型事業：令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.26倍以上  
 就労継続支援B型事業：概ね1.23倍以上
- ・障害のある人の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用者数については、各地域における就労定着支援事業の事業所数等を踏まえた上で、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
- ・就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

国の基本指針に示された考え方、各町村の地域の実情を踏まえて、令和5（2023）年度の一般就労と就労定着に向けた支援の実施について、次のように目標を設定します。

項目	目標値等			目標設定の考え方
	笠置町	和束町	南山城村	
一般就労移行者数	0人	0人	0人	令和元(2019)年度に福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 一般就労移行者数	1人	0人	1人	令和5(2023)年度に福祉施設を退所し、一般就労する者の数
就労移行支援事業所の利用者数	0人	0人	0人	令和元(2019)年度末に就労移行支援事業所を利用した者の数
【目標値】 就労移行支援事業所の利用者数	1人	0人	2人	令和5(2023)年度末に就労移行支援事業所を利用する者の数
就労移行支援事業所数	0箇所	1箇所	1箇所	令和元(2019)年度の就労移行支援事業所数
就労移行率3割以上の就労移行支援事業所数	0箇所	0箇所	0箇所	令和元(2019)年度に就労移行率3割以上を達成した事業所数
【目標値】 就労移行率3割以上の就労移行支援事業所数	0箇所	0箇所	1箇所	令和5(2023)年度に就労移行率3割以上を達成した事業所数
【目標値】 就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率	0% (R4年)	0% (R4年)	50.0% (R4年)	令和4(2022)年度及び令和5(2023)年度の就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率
	0% (R5年)	0% (R5年)	50.0% (R5年)	

## ⑤障害児支援の提供体制の整備等

### ＜国の基本指針に定める数値目標の考え方＞

- ・令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
- ・令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- ・聴覚障害児を含む難聴児が適切な支援が受けられるように、令和5年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等の連携強化を図る等、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを基本とする。
- ・令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
- ・令和5年度末までに、県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

山城南圏域において、「児童発達支援センター」「保育所等訪問支援を利用できる体制」「主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所」「主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所」「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場」について、令和5年度末までに山城南圏域内に少なくとも1箇所の設置をめざします。

なお、「医療的ケア児等に関するコーディネーター」については、山城南圏域内において令和元（2019）年度に配置をしており、今後は機能強化に努めます。

項目	目標値等	備考
【目標値】 児童発達支援センターの設置	1箇所	山城南圏域内に設置(令和5(2023)年度末まで)
【目標値】 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	1箇所	山城南圏域内に設置(令和5(2023)年度末まで)
【目標値】 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置	1箇所	山城南圏域内に設置(令和5(2023)年度末まで)
【目標値】 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置	1箇所	山城南圏域内に設置(令和5(2023)年度末まで)
【目標値】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1箇所	山城南圏域内に設置(令和5(2023)年度末まで)



## ⑥相談支援体制の充実・強化等

### <国の基本指針に定める数値目標の考え方>

- ・相談支援体制を充実・強化するため、令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、基本指針別表第一の九の表各項に掲げる総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。
- これらの取組を実施するに当たっては、基幹相談支援センター又は基本指針第一の一の4（一）に掲げる事業がその機能を担うことを検討する。

### 別表第一の九

総合的・専門的な相談支援	障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定する。
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定する。 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込みを設定する。 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数を見込みを設定する。

### 基本指針第一の一の4（一）に掲げる事業

属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援

国の基本指針に基づき、「総合的・専門的な相談支援」「相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言」「相談支援事業者の人材育成の支援」「相談機関との連携強化の取組」の実施や体制の構築をめざします。なお、「総合的・専門的な相談支援」については、基幹相談支援センターにおいて実施し、相談支援体制の維持に努めます。

項目	目標値等								
	笠置町			和束町			南山城村		
	令和3 年度 (2021)	令和4 年度 (2022)	令和5 年度 (2023)	令和3 年度 (2021)	令和4 年度 (2022)	令和5 年度 (2023)	令和3 年度 (2021)	令和4 年度 (2022)	令和5 年度 (2023)
令和5年度末までに、総合的・専門的な相談支援の実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	1件	1件	1件	1件	1件	1件	1件	1件	1件
相談支援事業者の人材育成の支援件数	1件	1件	1件	1件	1件	1件	1件	1件	1件
相談機関との連携強化の取組の実施回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回

## ⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

### ＜国の基本指針に定める数値目標の考え方＞

- ・ 県及び市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的な内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましい。また、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、令和5年度末までに、基本指針別表第一の十の表各項に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

### 別表第一の十

障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定する。

国の基本指針に基づき、「障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加」「障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を事業所や関係自治体等と共有する体制」「関係自治体等との共有」の実施や体制の構築をめざします。障害福祉サービス等の研修に参加することで、担当職員の質の向上を図り、より円滑にサービスが提供できるよう努めます。

項目	目標値等								
	笠置町			和束町			南山城村		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
府が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	有	有	有	有	有	有	有	有	有
上記の事業所や関係自治体等との共有実施回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回

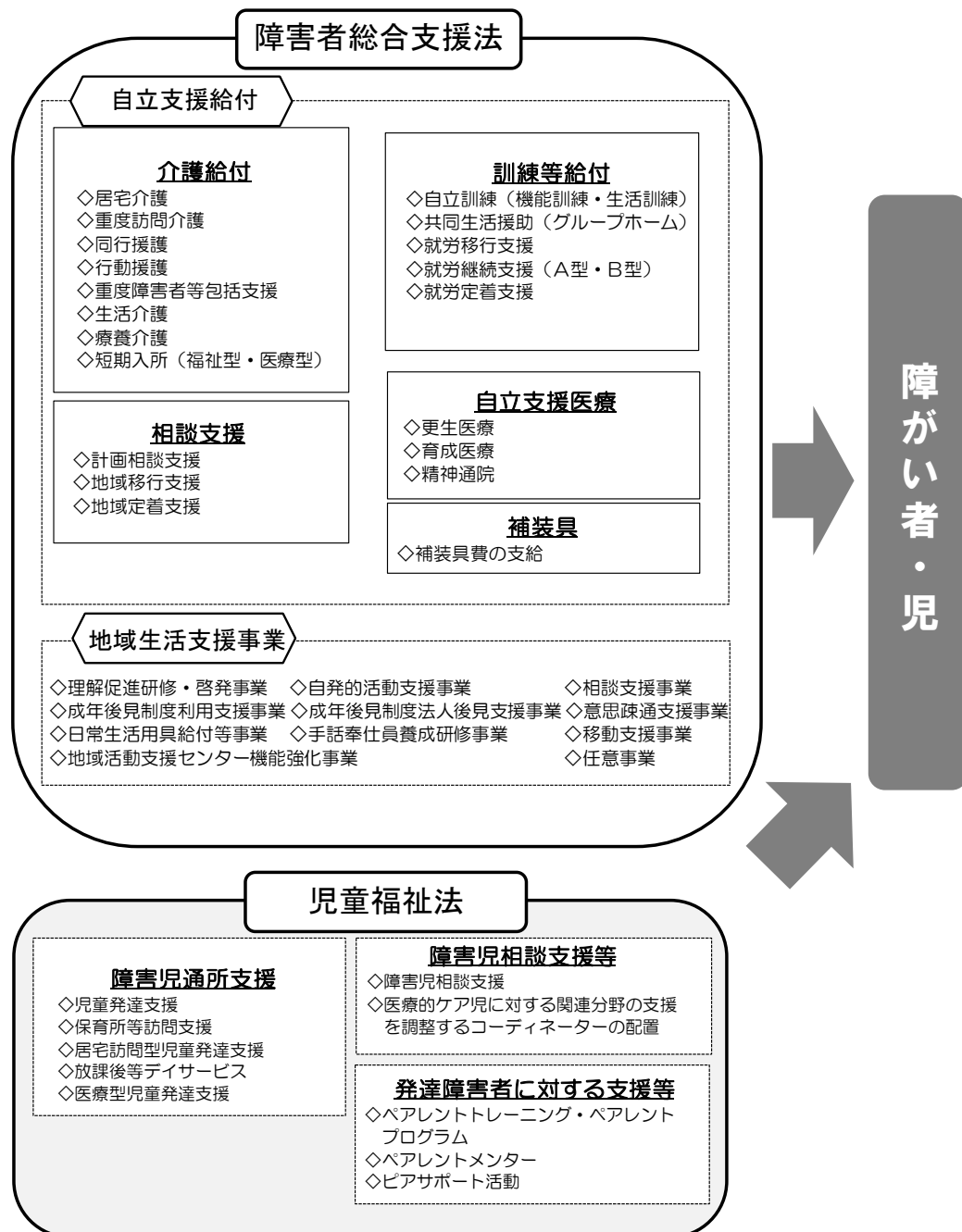
## 2 サービスの見込み（活動指標）と確保方策

### （1）サービスの体系

障害者総合支援法に基づくサービスは、障がい者に必要な支援や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえて支給決定が行われる「自立支援給付」、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

児童福祉法に基づく障がい児のためのサービスは、障害児通所支援、障害児相談支援等が位置づけられています。

また、第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画より「発達障害者等に対する支援等」の見込みと確保方策を新たに設定しました。



### 【参考】障害支援区分により利用できるサービス

サービス		非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	×	○	○	○	○	○	○
	通院等介助（身体介護なし）	×	○	○	○	○	○	○
	通院等介助（身体介護あり）	×	×	○	○	○	○	○
	同行援護（身体介護なし）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	同行援護（身体介護あり）	×	×	◎	◎	◎	◎	◎
	行動援護	×	×	×	○	○	○	○
	短期入所（ショートステイ）	×	○	○	○	○	○	○
	重度訪問介護	×	×	×	×	○	○	○
	療養介護	×	×	×	×	×	○	○
	生活介護	×	×	△	○	○	○	○
	重度障害者等包括支援	×	×	×	×	×	×	○
施設入所支援	●	●	●	△	○	○	○	
訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	○	○	○	○	○	○	○
	就労移行支援	○	○	○	○	○	○	○
	就労継続支援（A型）	○	○	○	○	○	○	○
	就労継続支援（B型）	○	○	○	○	○	○	○
	就労定着支援	○	○	○	○	○	○	○
	自立生活援助	○	○	○	○	○	○	○
	共同生活援助（グループホーム）	○	○	○	○	○	○	○
支援給付 地域相談	地域移行支援	認定調査のみ必要（区分認定は要さない）						
	地域定着支援							

※○利用できる、△50歳以上は利用できる、×利用できない。

（「利用できる」であっても、それぞれ区分以外の要件がある場合があります。）

※◎アセスメントの点数により利用が決定されます。

※●自立訓練又は就労移行支援を受けている者であって、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者、又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況、その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な者。

その他、就労継続支援（B型）と施設入所支援との利用の組合せ、又は生活介護と施設入所支援との利用の組合せを希望する者であって、障害程度区分が区分4（50歳以上の者は区分3）より低い者で、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画を作成する手続きを経た上で利用の組合せが必要な場合に、市町村の判断で認められた者。

## (2) 障害福祉サービス等の見込みと確保方策

### ① 障害福祉サービスの概要

サービス種類		内 容
訪 問 系	居宅介護	介護職員が居宅を訪問して、食事・入浴・排せつ等の身体介護や、調理・掃除等の家事援助を行うサービス。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由、重度の知的・精神障がいにより常に介護を必要とする人に対し、介護職員が居宅や医療機関（入院）を訪問し、食事・入浴・排せつ等の身体介護や、外出時の移動支援等を総合的に行うサービス。
	同行援護	移動に著しい困難のある視覚障がい者等に対し、ガイドヘルパーが移動に必要な情報の提供、移動の援護等の外出支援を行うサービス。
	行動援護	行動上の自己判断能力が制限されている人に対し、行動するときの危険を回避するために必要な支援、外出支援を行うサービス。
	重度障害者等包括支援	寝たきりの状態にある等、介護の必要性が高い人に対し、重度訪問介護等、複数のサービスを包括的に行うサービス。
日 中 活 動 系	生活介護	常時介護が必要な人に、日中、食事・入浴・排せつ等の身体介護の提供を行うとともに、創作的活動、生産活動の機会の提供等を行うサービス。
	自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の維持向上等のために、理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーション等を行うサービス。
	自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活、社会生活に向けて、一定期間、生活能力の維持向上等のために食事・入浴・排せつ等に関する必要な訓練等を行うサービス。
	就労移行支援	一般企業での雇用または在宅就労などが見込まれる人に対し、一定期間、就労に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービス。
	就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等への就労が困難な障がい者に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。雇用契約に基づく就労機会の提供を行い、一般就労への移行に向けた支援を行うA型と、雇用契約は締結せずに就労への移行に向けた支援を行うB型がある。
	就労定着支援	一般就労した障がい者の就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、企業や関係機関等との連絡調整や課題解決に向けて必要となる支援を行うサービス。
	療養介護	医療的ケアと常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護や日常生活の支援を行うサービス。
短期入所 (福祉型・医療型)	自宅で介護を行う方が病気などの理由により、介護を行うことができない場合に短期間入所し、入浴・排せつ・食事などの介護を行うサービス。 障害者支援施設等において実施可能な「福祉型」と、病院、診療所、介護老人保健施設において実施可能な「医療型」がある。	
居 住 系	自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者・精神障がい者等に、一定期間の定期的な巡回訪問や利用者からの相談・要請に応じて対応するサービス
	共同生活援助	夜間や休日に、共同生活を行う住居で、食事・入浴・排せつ等の身体介護やその他日常生活上の相談・援助を行うサービス。
	施設入所支援	施設入所する人に、夜間や休日の食事・入浴・排せつ等の身体介護、生活に関する相談・助言やその他必要な日常生活の支援を行うサービス。
相 談 支 援	計画相談支援	障害福祉サービスを利用するすべての障がい者に対し、支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行うサービス。
	地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院等から地域生活に移行するにあたり、住居の確保等、地域生活に必要な支援を行うサービス。
	地域定着支援	施設や病院から地域生活へ移行した障がい者や居宅で一人暮らしをする障がい者等に対し、常時の連絡体制の確保や、緊急時の相談・支援等を行うサービス。

## ②障害福祉サービスの見込み

【笠置町】

サービス種類	単 位	実績値			計画値				
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		
訪問系	居宅介護	時間/月	27.1	34.2	42.3	34.2	34.2	34.2	
		実人/月	5	7	5	5	5	8	
	重度訪問介護	時間/月	0	8.8	24.3	16.5	16.5	16.5	
		実人/月	0	1	2	1	1	1	
	同行援護	時間/月	0	0	0	0	0	0	
		実人/月	0	0	0	0	0	0	
	行動援護	時間/月	0	0	0	0	0	0	
		実人/月	0	0	0	0	0	0	
	重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	0	
		実人/月	0	0	0	0	0	0	
	訪問系 計	時間/月	27.1	43	66.6	50.7	50.7	50.7	
		実人/月	5	8	7	6	6	9	
	日中活動系	生活介護	延人日/月	108	109.1	78.0	98.3	98.3	98.3
			実人/月	5	5	3	4	4	4
自立訓練(機能訓練)		延人日/月	0	0	0	0	0	0	
		実人/月	0	0	0	0	0	0	
自立訓練(生活訓練)		延人日/月	0	0	0	0	0	0	
		実人/月	0	0	0	0	0	0	
就労移行支援		延人日/月	125	0	0	0	0	0	
		実人/月	1	0	0	0	0	0	
就労継続支援(A型)		延人日/月	0	0	14.6	14.6	14.6	14.6	
		実人/月	0	0	1	1	1	1	
就労継続支援(B型)		延人日/月	62.5	68.1	57.6	62.7	62.7	62.7	
		実人/月	5	6	6	6	6	6	
就労定着支援		実人/月	0	0	0	0	0	0	
療養介護		実人/月	0	0	0	0	0	0	
短期入所(福祉型)		延人日/月	0	0	0	0	0	0	
		実人/月	0	0	0	0	0	0	
短期入所(医療型)		延人日/月	0	0	0	0	0	0	
		実人/月	0	0	2	0	0	0	
日中活動系 計	延人日/月	295.5	177.2	150.2	175.6	175.6	175.6		
	実人/月	11	11	12	11	11	11		
居住系	自立生活援助	実人/月	0	0	0	0	0		
	共同生活援助	実人/月	1	1	1	1	1		
	施設入所支援	実人/月	2	2	2	2	2		
	居住系 計	実人/月	3	3	3	3	3		
相談支援	計画相談支援	実人/月	12	13	12	13	13		
	地域移行支援	実人/月	0	0	0	0	0		
	地域定着支援	実人/月	0	0	0	0	0		
	相談支援 計	実人/月	12	13	12	13	13		

※令和2年度(2020)年度値は実績見込み

【和束町】

サービス種類		単 位	実績値			計画値			
			平成 30 年度 (2018)	令和元 年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	
訪問系	居宅介護	時間/月	120	125	160	185	213	246	
		実人/月	9	9	11	12	13	15	
	重度訪問介護	時間/月	0	0	0	0	0	0	
		実人/月	0	0	0	0	0	0	
	同行援護	時間/月	0	0	0	0	0	0	
		実人/月	0	0	0	0	0	0	
	行動援護	時間/月	40	40	40	40	40	40	
		実人/月	1	1	1	1	1	1	
	重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	0	
		実人/月	0	0	0	0	0	0	
	訪問系 計	時間/月	160	165	200	225	253	286	
		実人/月	10	10	12	13	14	16	
	日中活動系	生活介護	延人日/月	286	509	324	595	619	692
			実人/月	12	14	14	16	17	19
自立訓練(機能訓練)		延人日/月	0	0	0	0	0	0	
		実人/月	0	0	0	0	0	0	
自立訓練(生活訓練)		延人日/月	0	0	0	0	0	0	
		実人/月	0	0	0	0	0	0	
就労移行支援		延人日/月	19	18	18	18	17	17	
		実人/月	1	1	1	1	1	1	
就労継続支援(A型)		延人日/月	27	27	0	27	27	27	
		実人/月	1	1	0	1	1	1	
就労継続支援(B型)		延人日/月	100	229	88	200	196	153	
		実人/月	8	7	7	7	6	6	
就労定着支援		実人/月	0	0	0	0	0	0	
療養介護		実人/月	1	1	1	1	1	1	
短期入所(福祉型)		延人日/月	22	22	18	24	24	24	
		実人/月	2	2	1	2	2	2	
短期入所(医療型)		延人日/月	3	3	2	12	12	12	
		実人/月	1	1	1	1	1	1	
日中活動系 計	延人日/月	457	808	450	876	895	925		
	実人/月	26	27	25	29	29	31		
居住系	自立生活援助	実人/月	0	0	0	0	0	0	
	共同生活援助	実人/月	6	7	7	7	7	7	
	施設入所支援	実人/月	7	8	8	8	8	7	
	居住系 計	実人/月	13	15	15	15	15	14	
相談支援	計画相談支援	実人/月	28	28	27	28	28	28	
	地域移行支援	実人/月	0	0	0	0	0	0	
	地域定着支援	実人/月	0	0	0	0	0	0	
	相談支援 計	実人/月	28	28	27	28	28	28	

※令和 2 (2020) 年度値は実績見込み

※和束町の令和 2 (2020) 年度の「生活介護」「就労継続支援」については、新型コロナウイルス感染症防止の観点から、介護サービスの利用を控える動きや、障がい者の就労機会の減少が考えられるため、実績値が減少しました。そのため、計画値については令和元 (2019) 年度の実績値をもとに設定しています。

【南山城村】

サービス種類		単 位	実績値			計画値		
			平成 30 年度 (2018)	令和元 年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)
訪問系	居宅介護	時間/月	175	253	257	304	304	304
		実人/月	7	8	12	15	15	15
	重度訪問介護	時間/月	0	0	0	20	20	20
		実人/月	0	0	0	1	1	1
	同行援護	時間/月	170	170	170	170	170	170
		実人/月	3	3	3	3	3	3
	行動援護	時間/月	0	0	40	40	40	40
		実人/月	0	0	1	1	1	1
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	0	
	実人/月	0	0	0	0	0	0	
訪問系 計	時間/月	345	423	467	534	534	534	
	実人/月	10	11	16	20	20	20	
日中活動系	生活介護	延人日/月	337	349	399	467	467	467
		実人/月	21	21	21	22	22	22
	自立訓練(機能訓練)	延人日/月	0	0	0	0	0	0
		実人/月	0	0	0	0	0	0
	自立訓練(生活訓練)	延人日/月	0	20	20	20	20	20
		実人/月	0	1	1	1	1	1
	就労移行支援	延人日/月	0	0	0	0	0	0
		実人/月	0	0	0	0	0	0
	就労継続支援(A型)	延人日/月	23	23	46	46	46	46
		実人/月	1	1	2	2	2	2
	就労継続支援(B型)	延人日/月	46	69	46	69	69	69
		実人/月	2	3	2	3	3	3
	就労定着支援	実人/月	0	0	0	0	0	0
	療養介護	実人/月	0	0	0	0	0	0
	短期入所(福祉型)	延人日/月	96	113	132	138	138	138
		実人/月	9	11	10	10	10	10
短期入所(医療型)	延人日/月	0	0	0	0	0	0	
	実人/月	0	0	0	0	0	0	
日中活動系 計	延人日/月	502	574	643	740	740	740	
	実人/月	33	37	36	38	38	38	
居住系	自立生活援助	実人/月	0	0	0	0	0	0
	共同生活援助	実人/月	2	4	4	5	5	5
	施設入所支援	実人/月	6	6	6	5	5	5
	居住系 計	実人/月	8	10	10	10	10	10
相談支援	計画相談支援	実人/月	24	24	25	25	25	25
	地域移行支援	実人/月	0	0	0	1	1	1
	地域定着支援	実人/月	0	0	0	1	1	1
	相談支援 計	実人/月	24	24	25	27	27	27

※令和 2 (2020) 年度値は実績見込み



### ③障害福祉サービスの確保方策

#### ■訪問系サービスの見込み量を確保するための方策

---

- 障がい者の生活を支え、介助者の負担を軽減するサービスとして、障がいの状況や種別を踏まえたサービスが提供されるように、事業者に働きかけます。
- 利用に関する情報提供に努めるとともに、高齢者と障がい者が同一事業所でサービスを受けやすくするために平成 30（2018）年度より新たに位置づけられた「共生型サービス」の推進等により、必要な支援の確保に取り組みます。

#### ■日中活動系サービスの見込み量を確保するための方策

---

- 「生活介護」については、障がい者の日常生活を支える基本的なサービスとして、必要とする人に必要なサービスが提供されるよう、事業者との連携及び情報提供を図ります。
- 雇用・就労の促進に向けては、就労継続支援事業所等の関係機関との連携促進により、引き続き「就労移行支援」、「就労継続支援」を推進します。
- 「短期入所」については、介護者が急に介護できない場合や地域移行者等の利用を想定し、必要なサービス量を確保します。

#### ■居住系サービスの見込み量を確保するための方策

---

- 「施設入所支援」については、相楽東部広域連合障害者介護給付費等支給認定審査会を通じて決定する障害支援区分に基づき、必要な人が利用できるよう、入所利用者の適正化とサービス量の調整に努めていきます。
- 「共同生活援助」については、今後の利用状況を踏まえ、必要に応じて府や山城南圏域で活動する社会福祉法人等に働きかけ、グループホームの設置を呼びかけていきます。

#### ■相談支援等の見込み量を確保するための方策

---

- 特定相談支援事業所等での相談支援体制の確保・連携を図ります。
- 福祉施設入所者、入院中の精神障がい者の地域移行や、単身の障がい者などの地域生活の継続ができる体制づくりを進め、地域移行支援と地域定着支援のサービス提供基盤の整備に努めます。

### (3) 地域生活支援事業の見込み

#### ① 地域生活支援事業の概要

	事業種類等	事業内容
必 須 事 業	理解促進研修・啓発事業	地域社会の住民に対して障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発を行う事業。
	自発的活動支援事業	障がい者等やその家族、地域住民等が自発的に 行うボランティア活動等を支援する事業。
	相談支援事業	障がい者やその保護者、介護者等からの相談に 応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サー ビスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止や 早期発見のための関係機関・団体との連絡調整、 権利擁護のために必要な援助を行う事業。
	成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用、または利用しようと する知的障がい者・精神障がい者に、成年後見制 度の利用に必要な経費のすべてまたは一部補助 を行う事業。
	成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援する ために、実施団体等に対する研修、安定的な実施 のための組織体制の構築、専門職による支援体制 の構築等を行う事業。
	意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのため、意 思疎通を図ることに支障がある人に対して、手話 通訳者や要約筆記者の派遣等を行う事業。
	日常生活用具給付等事業	障がい者等に対し、障がいの程度に合わせて、自 立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行う事 業。
	手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町村の 広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員 (日常会話程度の手話表現技術を取得した者)の 養成研修を行う事業。
	移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者に対して介護職 員を派遣する等、外出のための支援を行う事業。
	地域活動支援センター機能強化事業	障がい者の創作的活動、軽作業等の機会提供を 行い、社会との交流を促進する事業。
任 意 事 業	福祉ホームの運営	低額な料金で、居室その他の設備を利用させる とともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設 を運営する事業。
	訪問入浴サービス	訪問入浴車を利用し、居宅での入浴サービス を提供する事業。
	生活訓練等	日常生活を営むために必要な訓練、生活等に 関する相談及び助言などの支援を行う事業。
	日中一時支援事業	障がい者等に日中活動の場を提供し、家族の一 時的な休息を確保する事業。
	社会参加支援事業	自動車運転免許取得助成、自動車改造助成を行 う事業。

## ②地域生活支援事業の見込み

【笠置町】

区分	単位等	実績値			計画値		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
(1)理解促進研修・啓発事業	実施有無	無	無	無	無	無	無
(2)自発的活動支援事業	実施有無	無	無	無	無	無	無
(3)相談支援事業							
①障害者相談支援事業	箇所	1	1	1	1	1	1
②基幹相談支援センター	設置有無	有	有	有	有	有	有
③相談支援機能強化事業	箇所	1	1	1	1	1	1
④住宅入居等支援事業	箇所	0	0	0	0	0	0
(4)成年後見制度利用支援事業	実人／年	0	0	0	1	1	1
(5)成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	無	無	無	有	有	有
(6)意思疎通支援事業							
①手話通訳者派遣事業の実利用人数	人／年	0	2	0	1	1	1
②手話通訳者設置事業の設置者数	人	2	2	2	2	2	2
③要約筆記者派遣事業の実利用人数	人／年	0	0	0	1	1	1
④要約筆記者設置事業の設置者数	人	2	2	2	2	2	2
(7)日常生活用具給付等事業							
①介護・訓練支援用具	件／年	0	0	0	0	0	0
②自立生活支援用具	件／年	0	0	0	0	0	0
③在宅療養等支援用具	件／年	0	0	0	0	0	0
④情報・意思疎通支援用具	件／年	0	0	0	0	0	0
⑤排泄管理支援用具	件／年	0	0	0	0	0	0
⑥居住生活動作補助用具 (住宅改修費)	件／年	0	0	0	0	0	0
(8)手話奉仕員養成研修事業	実施有無	有	有	有	有	有	有
(9)移動支援事業							
①利用実人数	人／年	3	4	3	3	3	3
②年間利用時間	時間／年	243	293	144	227	227	227
(10)地域活動支援センター機能強化事業							
①実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1	1
②利用者数	人	3	3	3	3	3	3

(11) 任意事業							
①福祉ホームの運営	実施有無	無	無	無	無	無	無
②訪問入浴サービス	人／年	0	0	0	0	0	0
③生活訓練等	人／年	0	0	0	0	0	0
④日中一時支援	人／年	1	1	0	0	0	0
⑤自動車運転免許取得助成	人／年	0	0	0	0	0	0
⑥自動車改造助成	人／年	0	0	0	0	0	0

※令和2(2020)年度値は実績見込み

【和束町】

区 分	単位等	実績値			計画値		
		平成 30 年度 (2018)	令和元 年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)
(1)理解促進研修・啓発事業	実施有無	無	無	無	無	無	無
(2)自発的活動支援事業	実施有無	無	無	無	無	無	無
(3)相談支援事業							
①障害者相談支援事業	箇所	1	1	1	1	1	1
②基幹相談支援センター	設置有無	有	有	有	有	有	有
③相談支援機能強化事業	箇所	1	1	1	1	1	1
④住宅入居等支援事業	箇所	無	無	無	無	無	無
(4)成年後見制度利用支援事業	実人／年	0	0	0	1	1	1
(5)成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	無	無	無	有	有	有
(6)意思疎通支援事業							
①手話通訳者派遣事業の実利用人数	人／年	0	0	0	1	1	1
②手話通訳者設置事業の設置者数	人	2	2	2	2	2	2
③要約筆記者派遣事業の実利用人数	人／年	0	0	0	1	1	1
④要約筆記者設置事業の設置者数	人	2	2	2	2	2	2
(7)日常生活用具給付等事業							
①介護・訓練支援用具	件／年	0	2	0	0	0	0
②自立生活支援用具	件／年	1	0	0	1	1	1
③在宅療養等支援用具	件／年	0	0	0	1	1	1
④情報・意思疎通支援用具	件／年	1	0	0	1	1	1
⑤排泄管理支援用具	件／年	18	17	14	14	14	14
⑥居住生活動作補助用具 (住宅改修費)	件／年	0	0	0	0	0	0
(8)手話奉仕員養成研修事業	実施有無	有	有	有	有	有	有
(9)移動支援事業							
①利用実人数	人／年	11	11	7	11	11	11
②年間利用時間	時間／年	390	482	240	480	480	480
(10)地域活動支援センター機能強化事業							
①実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1	1
②利用者数	人	3	2	2	2	2	2

※和束町の令和2（2020）年度の「移動支援事業」については、新型コロナウイルス感染症防止の観点から外出を控える動きがあったと考えられるため、実績値が減少しました。そのため、計画値については令和元（2019）年度をもとに設定しています。

(11) 任意事業							
①福祉ホームの運営	実施有無	無	無	無	無	無	無
②訪問入浴サービス	人／年	0	0	0	0	0	0
③生活訓練等	人／年	0	0	0	0	0	0
④日中一時支援	人／年	1	1	1	1	1	1
⑤自動車運転免許取得助成	人／年	0	0	0	0	0	0
⑥自動車改造助成	人／年	0	0	0	0	0	0

※令和2(2020)年度値は実績見込み

【南山城村】

区分	単位等	実績値			計画値		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
(1)理解促進研修・啓発事業	実施有無	無	無	無	無	無	無
(2)自発的活動支援事業	実施有無	無	無	無	無	無	無
(3)相談支援事業							
①障害者相談支援事業	箇所	1	1	1	1	1	1
②基幹相談支援センター	設置有無	有	有	有	有	有	有
③相談支援機能強化事業	箇所	1	1	1	1	1	1
④住宅入居等支援事業	箇所	0	0	0	0	0	0
(4)成年後見制度利用支援事業	実人/年	0	0	0	1	1	1
(5)成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	無	無	無	有	有	有
(6)意思疎通支援事業							
①手話通訳者派遣事業の実利用人数	人/年	1	1	1	2	2	2
②手話通訳者設置事業の設置者数	人	2	2	2	2	2	2
③要約筆記者派遣事業の実利用人数	人/年	0	0	0	2	2	2
④要約筆記者設置事業の設置者数	人	2	2	2	2	2	2
(7)日常生活用具給付等事業							
①介護・訓練支援用具	件/年	0	3	0	2	2	2
②自立生活支援用具	件/年	1	2	0	2	2	2
③在宅療養等支援用具	件/年	0	0	1	1	1	1
④情報・意思疎通支援用具	件/年	0	1	1	1	1	1
⑤排泄管理支援用具	件/年	5	11	12	14	14	14
⑥居住生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	0	2	0	1	1	1
(8)手話奉仕員養成研修事業	実施有無	有	有	有	有	有	有
(9)移動支援事業							
①利用実人数	人/年	16	17	19	20	20	20
②年間利用時間	時間/年	492	443	395	510	510	510
(10)地域活動支援センター機能強化事業							
①実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1	1
②利用者数	人	0	0	0	0	0	0

(11) 任意事業							
①福祉ホームの運営	実施有無	無	無	無	無	無	無
②訪問入浴サービス	人／年	1	2	2	2	2	2
③生活訓練等	人／年	0	0	0	0	0	0
④日中一時支援	人／年	14	14	14	14	14	14
⑤自動車運転免許取得助成	人／年	0	0	0	0	0	0
⑥自動車改造助成	人／年	0	0	0	0	0	0

※令和2(2020)年度値は実績見込み



## (4) 児童発達支援等の見込みと確保方策（障がい児福祉計画）

18歳未満の障がい児については、障害者総合支援法によるサービスと併せて、児童福祉法に規定されているサービスを利用することができます。

なお、平成30(2018)年4月の「障害者総合支援法及び児童福祉法の改正」により、重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供する「居宅訪問型児童発達支援」が創設されるとともに、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制に係る目標とその種類ごとの必要な見込み量について定めた「市町村障害児福祉計画」の策定が義務付けられることとなりました。

また、第2期障がい児福祉計画より、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身に付けて適切な対応ができるように、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の取組も新規で追加されました。

### ①児童発達支援等の概要

#### ○障害児通所支援等

サービス種類		内容
障害児通所支援	児童発達支援	未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行うサービス。
	医療型児童発達支援	肢体不自由の未就学の子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、理学療法等の機能訓練等を行うサービス。
	放課後等デイサービス	就学している障がい児（幼稚園・大学を除く）に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中の居場所を確保し、生活能力の向上のために必要な訓練や地域との交流の場を提供するサービス。
	保育所等訪問支援	専門職員が保育所、幼稚園、小学校等を訪問し、集団での生活に必要な訓練やスタッフへの助言等を行うサービス。
	居宅訪問型児童発達支援	障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に対して、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等といった発達支援を行うサービス。
	福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	障がいのある児童に対して入所をさせ、児童の保護や日常生活の指導等を行うサービス。 疾病の治療、介護といった医療サービスを基軸とする『医療型』と、食事、排せつ、入浴等の介護といった日常生活での支援を基軸とする『福祉型』がある。
障害児相談支援等	障害児相談支援	障害児通所支援を利用する障がい児に対し、障がい児支援利用計画の作成を行い、その内容が適切かどうか一定期間ごとに利用状況の検証・見直しを行うサービス。
	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを随時配置し、医療的ケア児への支援を行うもの。

## ○発達障害児等に対する支援

サービス種類	内 容
ペアレントトレーニングや ペアレントプログラム等の 支援プログラム	【ペアレントトレーニング】 環境調整や子どもへの肯定的な働きかけを学び、保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動の促進と不適切な行動の改善を目的とした支援を行います。 【ペアレントプログラム】 保護者や養育者の認知を肯定的に修正することを目的とした支援を行います。
ペアレントメンター	発達障がいの子どもの育てた保護者が、その育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者などに対して相談を受けたり、情報提供を行うための支援を行います。
ピアサポート活動	同じ課題や環境を体験する人がその体験からくる感情を共有し、悩み等を共有する場の提供を行います。

## ②障害児通所支援等の見込み

【笠置町】

### ○障害児通所等支援

サービス種類	単 位	実績値			計画値			
		平成 30 年度 (2018)	令和元 年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	
障害児通所支援	児童発達支援	人日	0	1	0	1	1	1
		人	0	1	0	1	1	1
	医療型児童発達支援	人日	0	0	0	0	0	0
		人	0	0	0	0	0	0
	放課後等デイサービス	人日	0	148	120	276	276	276
		人	0	1	1	1	1	1
	保育所等訪問支援	人日	0	0	0	0	0	0
		人	0	0	0	0	0	0
	居宅訪問型児童発達支援	人日	0	0	0	0	0	0
		人	0	0	0	0	0	0
	福祉型障害児入所施設	人	0	0	0	0	0	0
	医療型障害児入所施設	人	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援等	障害児相談支援	人	0	0	0	0	0	0
	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	0	2	2	2	2	2

※令和2(2020)年度値は実績見込み

### ○発達障害児に対する支援

サービス種類	単 位	実績値			計画値		
		平成 30 年度 (2018)	令和元 年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人				1	1	1
ペアレントメンターの人数	人				0	0	0
ピアサポートの活動への参加人数	人				0	0	0

【和束町】

○障害児通所等支援

サービス種類	単 位	実績値			計画値			
		平成 30 年度 (2018)	令和元 年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	
障害児通所支援	児童発達支援	人日	23	15	10	10	7	4
		人	1	1	1	1	1	1
	医療型児童発達支援	人日	0	0	0	0	0	0
		人	0	0	0	0	0	0
	放課後等デイサービス	人日	48	48	53	56	59	61
		人	2	2	3	4	5	6
	保育所等訪問支援	人日	0	0	0	0	0	0
		人	0	0	0	0	0	0
	居宅訪問型児童発達支援	人日	0	0	0	0	0	0
		人	0	0	0	0	0	0
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	人	0	0	0	0	0	0	
障害児相談支援	人	2	3	4	4	5	6	
	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	0	2	2	2	2	2

※令和2(2020)年度値は実績見込み

○発達障害児に対する支援

サービス種類	単 位	実績値			計画値		
		平成 30 年度 (2018)	令和元 年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人				5	5	5
ペアレントメンターの人数	人				0	0	4
ピアサポートの活動への参加人数	人				0	0	0

【南山城村】

○障害児通所等支援

サービス種類	単 位	実績値			計画値			
		平成 30 年度 (2018)	令和元 年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	
障害児通所支援	児童発達支援	人日	0	15	12	10	10	10
		人	0	2	1	1	1	1
	医療型児童発達支援	人日	0	0	0	0	0	0
		人	0	0	0	0	0	0
	放課後等デイサービス	人日	61	76	45	60	60	60
		人	3	4	3	4	4	4
	保育所等訪問支援	人日	0	0	0	0	0	0
		人	0	0	0	0	0	0
	居宅訪問型児童発達支援	人日	0	0	0	0	0	0
		人	0	0	0	0	0	0
	福祉型障害児入所施設	人	0	0	0	0	0	0
	医療型障害児入所施設	人	0	0	0	0	0	0
	障害児相談支援	人	3	5	4	5	5	5
		医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	0	2	2	2	2

※令和2(2020)年度値は実績見込み

○発達障害児に対する支援

サービス種類	単 位	実績値			計画値		
		平成 30 年度 (2018)	令和元 年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人				3	3	3
ペアレントメンターの人数	人				0	0	0
ピアサポートの活動への参加人数	人				0	0	0

### ③障害児通所支援等の確保方策

#### ■障害児通所支援の見込み量を確保するための方策

---

- 学齢期の障がい児が適切な支援を受けることができるよう、「放課後等デイサービス」の円滑な利用に向けて、学校と事業所等が連携しやすい環境整備に努めます。

#### ■障害児相談支援等の見込み量を確保するための方策

---

- 「障害児相談支援」については、計画相談事業所、相談支援専門員の確保をめざし、事業所等への働きかけを行います。
- 「医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置」については、すでに配置済みであることから、今後は医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの活用に向け、府と連携し取り組んでいきます。

#### ■障害児相談支援等の見込み量を確保するための方策

---

- 京都府が実施する、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の講習について積極的に情報を提供して周知に努めます。
- 身近な地域において、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の講習が受けられる仕組みを整えます。
- 障がい児の家族同士によるピアサポートや、ペアレントメンターとして活動を希望する人に対し、情報の提供をします。

#### ④子ども・子育て支援等の定量的な目標の設定

子ども・子育て支援等の利用を希望する障がい児、または保護者が希望に沿った利用ができるよう、利用ニーズを踏まえ、受け入れ体制として次の目標を設定します。

##### 【笠置町】

種別	利用ニーズを踏まえた必要な見込み量	定量的な目標(見込み)		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
保育所	1人	1人	1人	1人
認定こども園	0人	0人	0人	0人
放課後児童健全育成事業	1人	1人	1人	1人
地域型保育事業	0人	0人	0人	0人

##### 【和束町】

種別	利用ニーズを踏まえた必要な見込み量	定量的な目標(見込み)		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
保育所	1人	1人	1人	1人
認定こども園	0人	0人	0人	0人
放課後児童健全育成事業	1人	1人	1人	1人
地域型保育事業	0人	0人	0人	0人

##### 【南山城村】

種別	利用ニーズを踏まえた必要な見込み量	定量的な目標(見込み)		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
保育所	1人	1人	1人	1人
認定こども園	0人	0人	0人	0人
放課後児童健全育成事業	1人	1人	1人	1人
地域型保育事業	0人	0人	0人	0人





## 第6章 計画の推進

---



# 1 計画の推進体制

本計画は、相楽東部3町村における障がい福祉に関する総合的な計画であり、その範囲が広範にわたるため、行政のみならず当事者団体など各種機関との連携が欠かせないものになります。

そのため、行政はもとより住民、各種機関に計画の趣旨や内容の周知を図り、連携の強化や協力の体制づくりに努めます。

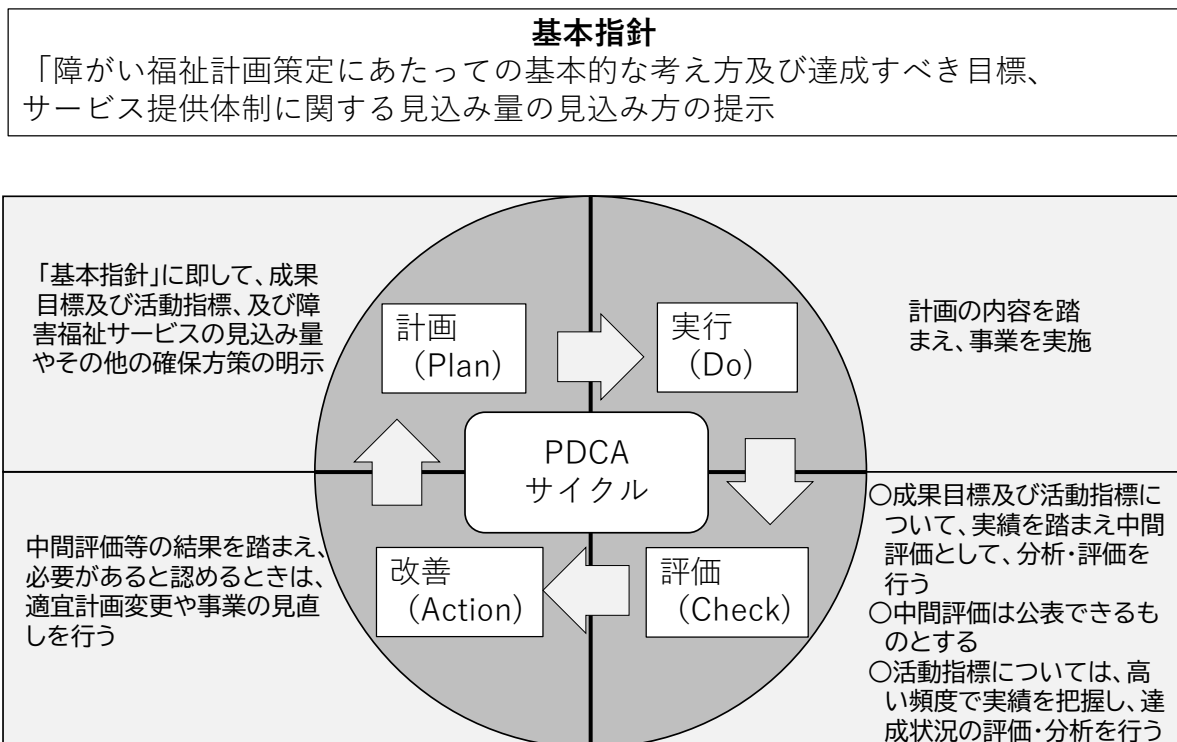
# 2 計画の評価・検証に向けて

本計画は障がい者に対する長期的な施策と、各種福祉サービスの事業目標値を定めたものであり、計画の着実な推進を図るためには、計画の各段階での実施状況の評価・検討及び国や府の動向、地域の実情に応じた柔軟な施策展開が求められます。

策定後は、中立・公平性を確保する観点から、相談支援事業の運営評価等を実施している「相楽東部広域障害者自立支援協議会」に進捗状況の評価を諮ります。

また、前計画より引き続き、「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」においても障害者総合支援法・児童福祉法に基づき、年度ごとに計画の達成状況を把握・評価するため、PDCAサイクルによる進捗管理の実施に努めていきます。

## ■PDCAサイクルプロセスのイメージ





笠置町・和束町・南山城村

障がい者基本計画

第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画

令和3（2021）年3月

笠置町 保健福祉課

〒619-1303 京都府相楽郡笠置町大字笠置小字西通 90 番地 1

TEL 0743-95-2301

和束町 福祉課

〒619-1295 京都府相楽郡和束町大字釜塚小字生水 14 番地 2

TEL 0774-78-3006

南山城村 保健福祉課

〒619-1411 京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字久保 14 番地 1

TEL 0743-93-0104